

平成 26・27 年度

川崎市社会教育委員会議 研究報告書

「地域をつなぐ拠点としての  
社会教育施設を求めて」

—市民館、図書館のあり方を中心に—

平成 28 (2016) 年 3 月

川崎市社会教育委員会議

平成 26・27 年度 川崎市社会教育委員会議 研究報告書

「地域をつなぐ拠点としての社会教育施設を求めて」  
－市民館、図書館のあり方を中心に－

～ 目次 ～

<b>I</b>	<b>はじめに</b>	・・・・・・・・	<b>2</b>
<b>II</b>	<b>市民館グループ「自治を育て世代をつなぐ市民館に」</b>	・・・・・・・・	<b>4</b>
	1 市民館への期待と課題		
	2 市民館の現状を検証する		
	3 市民をつなぐ 学びを支える ～市民館の役割～		
<b>III</b>	<b>図書館グループ「人と地域がつながる図書館へ」</b>	・・・・・・・・	<b>29</b>
	1 研究・協議の対象と目的		
	2 最新の事例から見えてきた図書館の姿		
	3 川崎の市立図書館について考える		
<b>IV</b>	<b>おわりに</b>	・・・・・・・・	<b>47</b>
	<b>資料</b>	・・・・・・・・	<b>49</b>
	1 平成 26・27 年度川崎市社会教育委員会議 委員名簿		
	2 平成 26・27 年度川崎市社会教育委員会議 審議等経過		

## I はじめに

川崎市は公民館施設として、教育文化会館・市民館を13館（分館施設を含む。）、図書館を13館（分館施設及び閲覧所を含む。）持ち、様々な学習の拠点として、市民活動の拠点としての社会教育施設として市民にとって重要なものとなっている。これらの施設が生み出してきたものは、川崎市の市民にも行政にもかけがえのない有形無形の財産となってきた。しかし、近年の社会の変化、行政方針の変化などを踏まえ、もう一度、公民館・図書館のあり方について再考・再確認をする必要があると我々は考えた。

その理由の第一にあげられるのは、2010（平成22）年度より教育文化会館・市民館の事務を区長への事務委任又は補助執行としたことである。これに伴い、市民館職員は区役所を本務とし、教育委員会を併任することとなった。そもそも戦前の教育が政治に支配されたという反省から、教育委員会は「一般行政から独立した機関」として設けられている。教育行政の独立性を担保する立場からは、教育委員会の機能が区の行政に埋没しないようにしなければならない。

区長への事務委任、補助執行としたといっても、教育の施設であることに変わりはない。6年前に、区長への事務委任、補助執行とした際に、「教育委員会の独立性が保障してきた学習課題、自由性、自主性が本当に守れるのか、市長部局からの干渉によって損なわれることはないのか」という請願、陳情が出され、市議会でも質問が出ていた。それに対し、市は「諸機能、諸機関との連携を深め、市民の様々な活動を支え、地域社会の活性化に寄与できる」と議会で答弁しているのである。教育委員会機能が他から侵されないようにすることが重要であろう。

区長への事務委任、補助執行としてから6年が経過した今日、良くなった点、反省や改善をすべき点を調査した上で、我々はもう一度社会教育施設の役割と運営方針を検討し直すべき時ではないか。

第二に指定管理者制度の問題である。近年、他自治体では公民館・図書館に指定管理者制度が導入されつつあり、中でも公共図書館への指定管理者制度導入の是非は、佐賀県武雄市、神奈川県海老名市などの事例から広い国民的関心事となりつつある。川崎市の市民館・図書館はまだ指定管理者制度を導入していないが、青少年教育施設等では指定管理者制度が導入されており、また市が2015（平成27）年3月に策定した「今後の事務・サービス等のあり方」によれば、効率性の視点から指定管理制度の導入も示唆しており、市民館、図書館も指定管理者制度の導入に移行しないとも限らない。ここでは経済的効率よりも、市民の学習・活動を支援する市民館・図書館としての機能が果たされるのかということを検証する必要がある。

指定管理者による管理がどのように機能するかは、指定管理仕様書にどのようなことが盛り込まれるか、また指定管理者の業務をどのように評価するかにかかっている。いずれにしても市民館・図書館がどのように運営され、どのような機能を果たすべきであるかについて方針が明示されなくてはならない。そうした方針が明確にされることは、そもそも市民館・図書館が指定管理者制度にふさわしい施設であるかどうかを議論する足掛かりともなるものであろう。今期の社会教育委員はこうした視点からも社会教育施設のあり方を検討することとなった。

第三には、2015（平成27）年2月に川崎市内の多摩川河川敷で中学生が少年達によって殺害されるという衝撃的な事件が発生したことである。その残虐性と、被害者、容疑者が共に少年であったことは、我々を含めて国民への大きな衝撃となった。この事件の波紋は、メディアやインターネットを通じて被害者、容疑者双方の関係者が過剰な社会的制裁を受けるというネット社会ならではの事態も生じてしまった。背景には社会的孤立や貧困格差の問題が想定されている以上、この問題を学校教育の問題か家庭教育の問題

題として矮小化させ、学校関係者や家族の責めに帰してはならない。広く社会教育の課題としても捉え、大人達を取り込んでこなかったことは何なのか、現行の社会教育システムの何に問題があったのか、既存の施設の活用による事態の改善は可能か、今後の社会教育システムをどのように変革するべきであるか等を検討していかなければならない。中でも高齢者に利用者が偏りつつあることが課題となっている社会教育施設において、これまで、子ども達や、若者に対する、社会の中での居場所づくりのために何をやってきたのか、こなかったのかは真剣に検証されてしかるべきであろう。このことは平成 22・23 年度、平成 24・25 年度の報告書でもたびたび訴えてきたことでもあり、今こそ具体的に市民館・図書館が若者達に向けて何ができるかを検討するべき時であるということが今期社会教育委員のテーマとなったのである。

以上の三点から、我々は教育文化会館・市民館及び図書館という社会教育施設について、あるべき姿と現状の課題を研究課題として設定した。

これらの課題に対応するために、今期の社会教育委員の会議では、1 年目（2014（平成 26）年度）には全体で取り組む課題・テーマについて話し合いを重ね、川崎市の社会教育施設の役割について検討することとなった。また、指定管理者制度や中学生殺害事件<sup>1</sup>などその時々の問題も、会議で話し合った。そして 2 年目から、市民館グループと図書館グループに分かれて活動することとした。

各グループでは、2 年目の夏から、それまで話し合ってきたことの問題を振り返り、キーワードを出し合い、他自治体の公民館・図書館の見学などの調査活動に取り組み、それを振り返って報告を書き、互いに読み合う作業を行った。社会教育委員はこうした活動を通じて、互いの問題関心を知り、経験と認識を共有していった。

今期社会教育委員の会議では、このような活動を通じて社会教育委員が持つに至った問題意識に基づいて調査・考察を行うことによって、社会教育施設が市民社会を支える活動を創り出し、将来を担う世代を育む社会教育機能を一層充実させてゆくべく今期の課題に取り組んできた。その研究成果の報告である。

---

<sup>1</sup> 川崎市では、教育委員会事務局内における検証委員会、福田市長をトップとする庁内対策会議においても、「中学生死亡事件」の名称を使用しているが、社会教育委員の会議では、①単なる死亡事件ではないこと、②報道機関も殺害事件と報道していること、③殺害という表現には私達の痛み、責任が含まれている、等の理由から、本報告書において「中学生殺害事件」の名称を使用する。

## Ⅱ 自治を育て世代をつなぐ市民館に

### Ⅱ－１ 市民館への期待と課題

#### (1) 社会教育委員の会議の論点

2015（平成 27）年 2 月に川崎市内の多摩川河川敷で中学生が少年達によって殺害されるという事件が発生した。私達は、被害者、容疑者が共に少年であることに強い衝撃を受け、この問題を抜きにしては社会教育のあり方についての論議はないと考えた。そして当初の予定の議題の他にこの事件についての討議をすることにし、社会教育委員の会議の臨時会を開催して話し合った。

更に、中学生殺害事件が起こった川崎区の地域教育会議では、9 月にこの問題についての話し合いの機会を持った。社会教育委員にも参加が呼びかけられ、学校・PTA・教育文化会館・地域教育会議など、それぞれの立場から意見が出された。このとき、かつては子どもが夜間に出歩いていたら注意しあうような関係があったが、今は大規模集合住宅が林立するようになり、地域の人間関係が大きく変わってきたという指摘や、SNS など子どもだけのコミュニケーションの場が急速に広がっていることへの不安も示された。

社会教育が果たす役割は、一過性・即効性のものではなく、時間をかけてこうした人間関係を紡ぎなおし、豊かにしていくことだと考えられる。残念ながら、川崎市教育委員会の検証委員会の報告書<sup>2</sup>には市民館の役割は論じられていないが、再発防止には地域市民の力が必要と繰り返されている。人口 147 万人を超えた川崎市は、南部・中部・北部それぞれに地域性があるとともに、駅前や工場地帯・田園地帯での大規模な再開発も進み、新しい市民も増えてきている。地域が大きく変化する中で、社会教育として特に中高生が置かれている状況に向けて働きかけていくことはできないかと話し合い、市民館では今回の問題についてどのように議論されているかを知るために各市民館の運営審議会を傍聴することとなった。

更に、川崎市が取り組んできた市民自主学級・自主企画事業への応募が少なかったり、特定の人達への偏りがあつたりするのではないかという指摘があつた。このことから、市民館事業への市民参加や市民自主学級・自主企画事業のあり方を再点検することになった。

また、市民館は、2010（平成 22）年度から、施設設備の維持管理及び使用許可は教育委員会から区長への事務委任、社会教育振興事業及び運営審議会に関する事務については教育委員会から区長への補助執行という形で運営されるようになった。この時から 6 年間は

---

<sup>2</sup> 川崎市教育委員会「中学生死亡事件に係る教育委員会事務局検証委員会 報告書」2015 年 5 月 18 日

経過し、向上・強化された点、課題が残っている点について、社会教育委員の会議で検討することとした。

そして、2014（平成 26）年 11 月に、社会教育委員の会議で、市民館と図書館の一部について指定管理者制度の試行導入を検討するという話が事務局からあり、社会教育委員からは不安や疑問が出された。この話は、まずはあり方を考えるということとなったが、社会教育施設の指定管理への移行が行政課題としてなくなったわけではないことから、あらためて市民館の役割を考える必要があると確認し、他の自治体の公民館を見学することにした。

また、様々な問題の解決には市民館職員の市民の学習・活動を支える力が欠かせないということが話し合われたが、2～3年の短期で人事異動があり、職員が社会教育主事資格を講習で取得してもすぐに異動してしまうこと、非常勤職員が果たす役割が増えてきていることなどが市民の実感として示された。そして、非常勤職員は有期雇用のため5年で雇止めとなることから、非常勤職員の実態についてアンケート調査を行うこととした。

## （2）市民館への市民参加

### ①市民自主企画事業への参加のあり方

市民自主企画事業は、これまで、市民への公募→希望者が職員と相談→所定書式の作成→市民館への提出→プレゼンテーション（公開・傍聴）→審査委員の協議（別室にて）→決定→事業化という手続きで進められている。しかし、「活動報告書」<sup>3</sup>によると、どの館も「応募」「決定」がほぼ同数になっている。原因の一つに、市民の応募が少ないことが挙げられる。このため市民館は可能性のありそうな団体に働きかけて、市民自主企画への応募を促している。このような働きかけ自体は、市民の自主性・主体性を講座の形にしていくために必要なことであり、学習を支える職員の役割である。しかし、特定の団体に偏ったり、テーマが職員の手慣れた内容にだけ集中してはいないだろうか。地域コミュニティの形成を進め、新しい絆の創設を広げていくために、市民館が市民の企画提案を幅広く募り、プレゼンテーションと傍聴の機会を保障し、市民館運営審議会等による審査を見える化し、どのような基準で採用を決めたのか、市民に説明することが望まれる。

また、市民自主学級・自主企画事業の採否に関して、特定の政治活動・宗教活動に偏らない、公序良俗に反しない等の基本的な考え方に固執するあまり、対立のある問題を取り上げないという方向に走ってはいないだろうか。過去に、地域教育会議内では、「考え方が偏っている」とか「反体制的である」という理由で、何度も対立があったが、その都度、「地域の子どもたちのために」を合言葉に話し合いを繰り返し、反対意見も尊重して話し合いを進めたと聞いている。このように、川崎市の教育行政においては、市民の意見が尊重され、対立があっても話し合いを続けてきた地域の民主主義の歴史がある。市民館は、多様な意見を尊重し、話し合いの場をひらいていく事業について、自信を持って取り組むことが望まれる。

<sup>3</sup>「平成 26 年度教育文化会館・市民館活動報告書」2014 年度 IV(1)企画提案 P91

## ②市民館運営審議会のあり方

今期社会教育委員の会議においては、事務局から、2016（平成28）年5月以降、各市民館運営審議会について、社会教育委員の会議の専門部会として位置付ける改正を行うという説明があった。これは、逗子市で、条例によらず要綱で設置された委員会は地方自治法に違反するとの住民監査請求、住民訴訟があり、裁判で違法との判決が出たことや、国の「審議会等の整理合理化に関する基本計画（平成11年4月閣議決定）」を受けて川崎市で見直しを行ったことによる。この組織改正により、専門部会での内容が社会教育委員の会議に報告されるが、社会教育委員の会議と専門部会は、諮問に対し答申する関係ではないと説明があった。今後、お互いの役割をどのように捉えていくか、課題がある。

市民館運営審議会（専門部会）の委員には、現状1名の市民公募を増やす方向で検討すること、団体選出委員でも任期を定め、特定の人だけが継続して選出されないようにすることなどが必要である。

## （3）市民館事務の区長への事務委任、補助執行の影響

ある市民館では、公募による企画委員とともに企画した平和・人権学習の講座の決定に至る過程で、行政として正式に決定される前に講師依頼等がされるなど、行政における事務処理上の不手際もあり、講師の選定について区と企画委員との間に混乱が生じた。そのため広報が大幅に遅れ、一部の会場もホールから会議室に縮小せざるを得なくなった。

区長への事務委任、補助執行としたといっても、教育の施設であることに変わりはない。区長への事務委任、補助執行とした際に、「教育委員会の独立性が保障してきた学習課題、自由性、自主性が本当に守れるのか、市長部局からの干渉によって損なわれることはないのか」という請願、陳情が出され、市議会でも質問が出ていた。それに対し、市は「諸機能、諸機関との連携を深め、市民の様々な活動を支え、地域社会の活性化に寄与できる」と議会で答弁している。

今回の件を受けて、社会教育職員は、市民の自由や自主性を損なうことなく学習課題に取り組むことができるよう、一層の専門性を発揮することが望まれる。また、区長には、教育行政の独立を尊重した社会教育振興事業のあり方について、今一度認識していただき、教育委員会は行政の役割分担と意思決定の手続きを明らかにすべきである。

市民館事務の区長への事務委任、補助執行によって良くなった点、反省や改善をすべき点を、教育委員会と各区は合同の会議を開いて見直しをし、再発防止のために何が問題だったかということをも市民と確認することが重要ではないだろうか。

## （4）市民館の指定管理者制度

先述のとおり、市が2015（平成27）年3月に策定した「今後の事務・サービス等のあり方」によれば、施設の管理・運営について、指定管理制度の導入など、効率性の視点から、民間活力の導入を前提とするとしており、市民館、図書館も指定管理者制度の導入に移行

しないとも限らない。しかし、経済的効率よりも、市民の学習・活動を支援する市民館としての役割が果たされているかが大切である。

社会教育法によれば、公民館は「住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする」となっている。安易に経済的効率に走ると、指定管理者は利益追求のために、その本来の目的に沿えなくなるのではないか。指定管理者制度では、指定期間を5年程度にすることが多く、事業企画等においてその館の特長が継続されない恐れがある。また、指定管理者に、市を退職した人が、再雇用をされる場合もあり、報道機関や市民からの批判がある。それぞれの施設や地域の実態に即した制度になっているか、慎重に検証していく必要がある。

## II-2 市民館の現状を検証する

### (1) 市民館運営審議会傍聴

#### ①多摩市民館 (2015(平成27)年6月3日開催)

運営審議会委員が調査のため、たま学びのフェアなどの事業に参加した結果について報告し、次年度のより良い事業展開につながるよう検討した。シニア向けの事業に力点を置いていた。現状はシニア女性の参加が多いが、区からの課題である「地域人材育成」を検討しながら、男性が参加し易い事業を考慮していくことが必要と話し合われた。若者の参加に向けて、近隣の高校・大学とも連携を取りつつ進める方向も検討された。

協議テーマは、『事業における若者の参加と世代間交流について』である。

#### ②麻生市民館 (2015(平成27)年6月9日開催)

積極的に中高生を対象としたボランティアを育成している施設(こども文化センター・黒川青少年野外活動センター・東大和市中央公民館)を視察する方向となった。今後の事業の中で参加のきっかけや感想等の実態調査を行う予定となった。任期の後半に向けて、協議テーマに関する「提言書」を作成する日程が話し合われた。

協議テーマは、『青少年の利用活性化』である。

#### ③教育文化会館 (2015(平成27)年6月12日開催)

真剣に議論をしており、大変活発な活動をしていることがよくわかった。外国人に対しても様々な取組をしている。このようにお互いに関心を持ち続けていくことが大切だと感じた。

#### ④宮前市民館 (2015(平成27)年6月16日開催)

協議は、区役所のまちづくりの意向を踏まえて取り組んでいる。まちづくりの担い手と



なる人材を育成するために、「どんなまちにしたいか」等について、町内会・自治会と子育て中の親に聞き取り調査をした結果等を踏まえ、議長がワークショップ形式で会議を進めながら今後の方向性を探っていた。この日の審議では、今後の進め方として、1. どのような地域社会になると良いか、2. その夢を実現するにはどのような方法方策が必要か、3. 市民館はどのような施策・企画を立てれば良いか、について話し合われた。

協議テーマは、『地域人材の創出』である。

#### ⑤幸市民館 (2015 (平成 27) 年 6 月 17 日開催)

特長的な事業として、「コミュニティカフェ」を実施している。会長が公募委員で社会教育に力を注ぐ女性で、ざっくばらんに明るい話し方で会をテキパキと進行し生き生きとしていた。職員と市民のやりとりもとても良い関係であると感じた。

協議テーマは、『いま、市民館に求められるもの』である。

#### ⑥高津市民館 (2015 (平成 27) 年 6 月 17 日開催)

中学生殺害事件を自分達のこととして受け止め、どういう講座を開催していくべきかということが、丁寧に論議されていた。

#### ⑦中原市民館 (2015 (平成 27) 年 6 月 19 日開催)

敷居の低い市民館を目指し、中原区文化協会やサークル連絡会等との連携を模索しながら市民ニーズに対応する方向性を探る検討が行われた。区の予算を活用し、専門家を招いて「中高校生のための建築講座」「なかはらミュージカル」の事業を継続しつつ、一定の成果を取めていることが伺われた。

協議テーマは、『市民館を拠点とした生涯学習の推進』である。

#### ⑧市民館運営審議会を傍聴しての感想

○市民館のあり方に注目したのは「市民館利用者の声」に動かされたからである。ここ数年、特に、市民館事務の区長への事務委任、補助執行が行われてからは、社会教育委員として市民館としての社会教育事業の揺らぎに対して不満を感じている利用者の声を受け止めている。

利用者からは、「最近の市民館事業はカルチャーセンターのような内容が多く、受講する気が起きない」「以前は行政にとって都合の悪いテーマも取り上げられていた」等の声がある。例えば、現在進行形の政治的なテーマも取り上げられ、反対も賛成も中庸も織り交ぜて講座の中で話し合えた。それを手掛かりに自分の考えを深めることができた。

他にも具体的な市民の声として、「事業がこども文化センターのようだ」「アイデアがあっても相談できる質の高い職員がいない」「平和や人権を学べる講座がなくなった」等の声もある。市民館は市民の学びの場であり、対立する意見のあるテーマにも取り組み市民の認識を深めていくこと、市民の自主性や主体性を支えるよう職員が積極的に働きかけることが求められる。

今回、市民館運営審議会の傍聴では、2月に起きた中学生殺害事件に関してどのような討議をしているかということに注目したが、傍聴した回では議論されなかったところと、

対応しようとしているところがあった。市民館の運営審議会には、犯人捜しではなく、再発防止に向けて「社会教育として何かできることはないか」ということを市民が具体的に話し合える場を設けるような行政への提案を期待したい。例えば、「平和・人権学習」「家庭・地域教育学級」の中にそのような場を組み込むよう提案したり、各運営審議会の「協議テーマ」に組み込むなどの方法も考えられる。

○多彩で魅力的な企画が並んでいるが、問題点としては講座の参加者が少ないということである。どのようにすれば社会教育の目的に近づくことができるかを考えなければならないと思う。また、タイムリーに課題を事業化する、市民の問題意識を受け止める、というような議論のためには、運営審議会が年4回の開催では足りないのではないか。

○傍聴の帰り道、同行した小学校校長が、勤務する小学校では「敬老の日に小学校に老人の方々をお呼びして子ども達と食事や遊びをして過ごすようにしている」と話をしていて、つなぐ、つながる社会を作るためには地域の中の関係をどうつないでいくかがこれから求められる課題ではないかと思う。委員の意見の中で、中学生の事件を受けて事件を再発させない為にも高齢者が何かをしなければならないが「何ができるか」の発言が印象に残った。

## (2) 他自治体の施設見学

川崎の市民館は、7つの行政区毎に地区館と呼ばれる施設があり、一館で20万人程度の人口を対象にしている。これに対して、今回見学した国立市公民館（東京都国立市）は74,000人の全市で一館の公民館であり、水谷東公民館（埼玉県富士見市）は所管する地域の人口が6,000人である。川崎の市民館が置かれている状況と全く異なる公民館を見学先としたのは、「何が違うのか」を考えていく手掛かりとしたいと考えたためである。

### ①国立市公民館

国立市公民館には、2015（平成27）年7月24日に、社会教育委員6名、事務局1名で見学した。

まず国立市公民館の歴史をみると、1955（昭和30）年、市民の公民館設置要求運動により「米兵の町から、自分たちの町に」を合言葉に設立された。

館内の特長は、1階に市民交流ロビーがあり、2階は職員がいる事務室になっている。公民館の設計段階から、職員が利用者を監視するような関係にせず、市民が自由に滞留するスペースへの配慮がある。

また1階には、障がいのある人もない人も共に働く「喫茶コーナーわいがや」がある。

喫茶コーナーの厨房は若者が自由に集える青年室（たまり場）へ続く。青年室の運営は、青年達による利用者連絡会が中心になっているという。障がいのある人もない人も、喫茶



【東京都国立市公民館 図書室】

コーナーのお客さんの接客や地域のイベントに関わりながら、地域・市民と交流している。公民館図書室は、図書館とは違い、公民館の事業で取り上げている

テーマに関する図書を選書し、教育委員会・公民館運営審議会の記録はもちろん、公民館で活動する団体のニューズレターなどが収集・保存され閲覧できるようになっている。

現在の事業運営に関わる職員構成は、専任7名・非常勤3名である。公民館だよりは、43,000部を市内に全戸配布している。

国立市公民館では、職員が人手不足だが、利用連絡会との協働で、手弁当の市民と、剥げた壁などの塗り替えを実施しているとのことだった。当日、公民館に来ていた市民に聞くと、特に用事がなくても「公民館に来てしまう」とのことだった。国立市公民館が市民に支えられ、市民生活の中に自然に位置付いていることが感じられた。

国立市公民館では公民館運営審議会が毎月開催されている。その内容は、「社会教育法改正案に反対する声明」、「公民館長異動についての意見書」、「公民館長人事に関する要望書」、「公民館活動・公民館運営審議会への権力的な介入に対する抗議文」、「指定管理者制度に関する意見書」<sup>4</sup>など、行政・公民館から市民が独立して意見を述べていることが読み取れる。

講座は、現在5つの柱(①現代社会の課題を考える講座、②共生の地域社会を育む講座、③まちを知る、地域から学ぶ講座、④社会をみつめ、文化をつくる講座、⑤表現と創作を楽しむ講座)<sup>5</sup>に大きく分かれている。そして「生きづらさを抱える若者と支える」「憲法を考える」等、その時々々の市民の生活課題に即した事業や、年度を越えて長く継続している講座が実施されていることが特長である。

## ②水谷東公民館

水谷東公民館には、2015(平成27)年8月3日に、社会教育委員5名、事務局1名で訪問した。

水谷東公民館は埼玉県富士見市の東にあり、2015(平成27)年4月現在、館区エリアの人口は6,197人(世帯数2,730世帯、高齢化率31.4%)、四町会、一小学校(365人)、一中学校(224人)、一保育所、一幼稚園がある。

一小学校区に一つの公民館ということは、コンパクトで住民が顔の見える関係を継続できる規模である。



【埼玉県富士見市水谷東公民館 外観】

### ア 防災組織づくりと公民館建設運動

もともと水田地帯であったが1961(昭和36)年以降、宅地開発が進み人口が増加する。その後、1966(昭和41)年、台風4号により新河岸川の氾濫により浸水被害を受け、また火災が発生した。その際に自治会等が中心になり改修に当たり、これにより防災組織づくりの意識が醸成され、住民相互の交流が深まり、1969(昭和44)年の公民館建設運動につ

<sup>4</sup> 「国立市公民館運営審議会1期～26期の記録」より順番に、2期(1957年～59年)、13期(1980年～82年)、17期(1988年～90年)、21期(1996年～98年)、25期(2004年～06年)

<sup>5</sup> 「くにたち公民館だより」第663号

ながった、まさに市民自治のモデル的公民館であるということだ。阪神大震災後には火災死亡がなかった長田区真野地区へ見学に行き、地域防災を見直した。

2012（平成 24）年、地域の方により「水谷東安心まちづくり協議会」を結成。安心安全部会、青少年部会、高齢者福祉部会、文化スポーツ部会、地域交流部会を設置。「一人ひとりが豊かで安心して暮らすことができる地域環境を創造する」を目標として公民館を拠点に活動している。各町会長、副会長、地区社協、民生委員、PTA、スポーツ推進員など、一部会 16 名ほどで構成され、年度始めの地域連絡会議では各団体のイベント等の年間スケジュールを調整し、重なることがないように話し合い決定する。

### **イ 公民館の建設と「水谷東ふれあいサロン」の建設**

1976（昭和 51）年、地域の集会所を兼ねたプレハブの社会教育施設が建設され、1981（昭和 56）年鉄筋コンクリート 2 階建ての公民館を建設した。和室（お茶室併設）、講座室、調理実習室、児童室、図書室、美術工芸室、多目的ホール、印刷室がある。かつては、子育て世代の母親中心に活動が広がり、高齢化に伴い 2014（平成 26）年エレベーター、多目的トイレを設置した。公民館の利用団体数は 76。その内免除団体の数は 26。利用料は部屋により 100 円～400 円。

また 1998（平成 10）年には公民館、福祉課、健康増進センター、地区の社会福祉協議会等が「介護予防モデル地区検討会」を設置し、介護予防施設の建設を厚生労働省に要望したところ、補助金により 2000（平成 12）年に敷地内に「水谷東ふれあいサロン」を建設することができ、高齢者が日常的に集う施設となった。

公民館運営については公民館運営審議会年 4 回、運営審議会地域会議年 4 回、利用者懇談会年 2 回、施設連絡調整会議、職員研修会を開催、職員内部評価、審議会外部評価を行っている。公民館運営審議会は富士見市の公民館 4 館共通のもので、委員は 20 名以内、学校関係者、社会教育及び家庭教育関係者、学識経験者、公募委員により構成される。

### **ウ 公民館だよりと地域の副読本作成**

公民館だよりは、A 3、2 ページで、市民委員 9 名の編集により毎月発行され、全戸配布されている。編集委員会は月 2 回、行われている。公民館の事業予定だけではなく、小学校の運動会や団体の活動予定など地域情報が掲載されているので、公民館だよりを見ると地域の様子が分かるという。

水谷東地区では、小学校で使用する副読本として地域のことをまとめた冊子を、学校・公民館・地域の協力で作り上げている。

### **エ 地域で子育て**

子ども達の異年齢集団による夏休み生活体験の場として、地域の大人達が支える「豆の木学校」がある。豆の木学校に参加した子どもが、中学・高校・大学に行ってもリーダーとして関わり、やがて大人になって「自分の子どもを豆の木学校で育てたい」と富士見市に戻ってきたという話を聞き、地域で育った子ども達がリーダー役を担い、それがまた次の世代に引き継がれ循環していくという、世代間交替のシステムがうまく機能しているように思える。

子育てサロン、子ども公民館、子育て親育ち講座など、地域で子ども達を育てようという意欲が強い。公民館事業として、地域と連携して、いかだラリー、川の探検隊、熟年学級、地域問題学習会、地域自治シンポジウム、ふるさとまつり、文化祭、スポーツフェスティバルの実施をはじめ、戦争体験や水害を伝える語り部隊による授業の協力を行っている。

「地域の子ども、地域の青年に」「頼りにしてます中学生、頼りになります中学生」などのキャッチフレーズもある。後者は、中学生が、災害時などに援助が必要な高齢者・障がい者の家に駆けつける仕組みを中学校と共に地域の人を作り出したものである。つまり、中学生は単に「見守られる」対象ではなく、地域の重要な役割を担うと位置付けられている。

### オ 住民と行政の協働

行政との関係においては、住民が先導しつつ協働しているという印象だった。立場上どちらが上という関係ではなく、地域のためにお互いの事業推進を当たり前のこととして、また協働を楽しみながら行っているという印象を受けた。事務所には気軽に住民が立ち寄り、時には自分の職場のごとく椅子に座り、話をしているそうである。皆が単なる利用者ではなく、自分の居場所として公民館を大事にしていこうとしている印象を受けた。公民館が住民の生活の中にもうまく溶け込んでおり、役所であり警察であり、助け合いの窓口になっていると考えられる。

日常の利用者は、乳幼児親子から高齢者まで多世代に及んでいる。私達が見学した時は夏休みとあって、小中学生数人が児童室でたむろしており、奥の「ふれあいサロン」では、シニアが太極拳を行い、入口に近いフリースペースではシニアがのんびり読書をしていた。

65歳以上が住民の30%以上を占めるようになって来ているが、高齢者の生活支援や安否確認等にも「水谷東安心まちづくり協議会」を通して積極的に取り組もうとしていた。

川崎の市民館は施設の役割自体の違いもあるが、ここまで住民との協働が進んでいるだろうか。職員の体制や意識等、また市民館の地域とのつながりなど、見つめ直す必要がある。

## (3) 市民館館長との懇談会

2015（平成27）年8月26日、社会教育委員8名と、教育文化会館長、幸、中原、宮前、多摩、麻生の各市民館長（高津市民館長は公務都合により欠席）、事務局が出席して、意見交換会を行った。社会教育委員から事前に通知した質問項目について、各館長から説明があった。

### ①それぞれの館の特長的な事業について

【教育文化会館】中学校は卒業しているが、様々な事情で十分な学習ができず、日常生活に不自由している方に数学と国語を教えている「社会人学級」と、大ホールでの「つくろようコンサート」が挙げられる。

【幸市民館】「コミュニティカフェ」では、企画委員が必ず輪の中に入って、人と情報の交流や地域デビューの後押しをしており、参加者数も月を追うごとに増えている。

【中原市民館】区制 40 周年事業「なかはらミュージカル」と、中高生対象のキャリア教育「ようこそ建築の世界へ」が挙げられる。

【宮前市民館】前期の運営審議会では若い世代の市民館利用について話し合われたことなどを受けて実施された、中高生のための文化祭「みやまえ文化魂」。シニア事業で育成したボランティアを中心とする「コミュニティカフェ」が挙げられる。また、区役所との連携事業で、道路公園センターと一緒に、地域のコミュニティ強化というテーマで公園の有効活用や活性化につながる事業を行っている。

【多摩市民館】障がい者団体や福祉団体と連携した「多摩ふれあいまつり」。子育て世帯をターゲットとした「たまたま子育てまつり」。明治大学、専修大学、日本女子大学との「3 大学連携事業」。明治大学との連携による「子ども探求クラブ」。区の地域課題対応事業では、地域人材育成事業として、市民活動団体と活動を希望する市民のマッチングを図り、生涯学習の学びを活動につなげ、市民活動の活性化を図る事業を実施している。

【麻生市民館】高齢化が進む状況を反映し、シニア世代を積極的に活用した学習相談事業の充実を図っている。農文化の継承をテーマとした里地里山ナチュラルリスト養成講座（区との連携事業）を開催している。

## ②市民自主学級・自主企画事業について（応募の状況や課題・職員の関わり方）

市民自主学級・自主企画事業は、館によって応募状況が異なっている。応募者が多く、選考から外れる団体も出ている館もあれば、提案が毎年少なく、館提案が多い状況で、来年度に向け、主催事業に参加している受講者同士を結び付けるなど、市民提案が増えるようなアプローチを行っている館もあった。また、主体的な市民を育て、次へのステップにつなげることの難しさが課題との話もあった。

## ③平和・人権学習について

昨年から今年にかけて、性的マイノリティ（教育文化会館）、メディアリテラシーやいじめ問題（宮前市民館）、戦後 70 年（多摩市民館）、多文化共生（麻生市民館）に関するテーマが取り上げられている。

また企画委員制度についての説明では、「企画委員は、社会教育の様々なステップの一つであると捉えているので、より多くの方に経験していただきたいと考える。また、より多様な意見を取り入れるためにも、公募して新しい方に入ってもらうようにしている」、「過去に企画委員が固定化され、内容が硬直的になってしまっていたため、企画委員方式を中止したと聞いている。現在は、企画委員方式でなく職員や館長で何度も話し合いをして決めている」館もあるとの説明があった。

## ④運営審議会について

市民館運営審議会のテーマとしては、子どもの健全育成にいかに関わるか（教育文化会館）、地域のコンシェルジュ（地域の顔のような方）の作り方（宮前市民館）、市民館事業への若者の参加や関わり方（多摩市民館、麻生市民館）などが話し合われていた。

### ⑤中学生殺害事件や、いじめ等についての市民館の取組

【教育文化会館】地域のコーディネーターを増やす必要性など、社会教育の力で社会的問題に向き合うことについて、様々な会議の中で話し合われた。ただし、事件現場付近の住民の中には、そっとしておいて欲しいとの意見もあれば、社会的な事件であるので議論を活発化させたいとの意見もあり混在している。

【幸市民館】地域教育会議やPTAでも論議している。市民館主催事業である家庭・地域教育学級の中で、思春期の子どもを持つ親をテーマとした講座を実施する。

【中原市民館】子ども達の居場所が重要と考えており、市民館が、中原ミュージカルという事業を通じ、世代を越えた地域のつながりを作ることで、地域の安全安心の担保に一役かっていると考える。

【宮前市民館】地域教育会議や平和・人権学習の中で啓発している。

【多摩市民館】地域教育会議交流会等で話し合いの場を設け、来年の平和・人権学習の中では、改めて子どもの権利条例について学習する企画を検討している。寺子屋コーディネーター養成事業の中でも、子ども達の生活についてテーマとして取り上げる予定である。

【麻生市民館】地域教育会議等で取り上げている。

### ⑥各館からの報告を踏まえて意見交換

市民館事務の区長への事務委任、補助執行によって良くなった点は、「区役所と連携することで、区の人材育成という観点からのニーズがあったミュージカルのような事業ができるようになった。また、地域振興課では、目的志向的なコミュニティ事業を従前から実施していたが、新たに学びの場をつくるようなコミュニティ事業を市民館で実施できるようになった。ただ、区からの事業予算は増えたが、職員のマンパワーが足りないのが課題である」という話があった。

重複する事業などがあることについて、行政の横の連携が取れないのかという質問に対しては、「確かに類似の事業を行っているように見えるが、市民館で行う事業は社会教育的なアプローチから実施しているため、他課で実施している事業とは目的が違う。ただ、今後は区内で情報交換の機会を増やしていくよう努める」との話があった。

こども文化センターや老人いこいの家等との連携については、「中学生死亡事件の報告書には、こども文化センターの活用が明確に記載されている。有機的に連携し、世代間交流や子どもの居場所を確保していくことが今までは不足していたと考える」、「生涯学習推進会議の中では、こども文化センターの館長から、今の事業量で手一杯との話があり、市民館との連携についてはうまく話ができている」と話があった。

事業の評価について、「今までは講座の参加人数やグループを立ち上げることに目が行きがちであったが、新しい教育プランでは受講者が講座を受けてどう思いどう変わったかというアンケートを通じて一つの指標に入れてみようとして試みている」という話があった。

#### (4) 社会教育指導員アンケート

社会教育委員の会議では、市民館に勤務する社会教育指導員（非常勤職員）のあり方、働き方を知るためにアンケートを実施した。配布7館、7名のうち、回答5名。インタビュー協力は得られなかった。アンケートから見えてきたことは、以下のとおりである。

社会教育指導員には、市民活動やPTA活動等で、日頃から市民館とつながる機会が多い市民が採用されることが多い。そのため、既に市民とのつながりもできており、市民の気持ちもよく理解できていると考えられる。また、活動経験があるため、業務の流れの把握やネットワークの作り方、問題が生じた時の対処法等にも精通しており、意欲、能力が高い。社会教育指導員は、任用期間1年、更新4回で最長5年、同じ市民館で働くことができるため、地域市民とのつながりや経験の積み重ねが容易で、異動の多い常勤職員と比べて地域に根付いた仕事ができていると考えられる。

しかし、社会教育主事の資格を持っていたり、本人が希望しても、原則として5年を超えては任用されず、育成された能力を活かす場がないため、他都市へ流出していくというもったいない現状もある。また、起案作成、講師交渉、企画した講座等の財務事務なども担当しなければならない場合や、仕事量がかかり多い場合や、休日に実施するイベント等に出勤しなければならない場合もあり、身分保障上の問題や責任の所在、業務に見合った報酬であるかなど、課題は少なくない。

最大の問題は、最長5年の任期となるため、育て上げた貴重な人材が市外へ流出してしまうことである。市民館が、地域に根ざした市民とのつながりを強固にするためにも、雇用前の経験や、異動がないことを活かしていくことはできないだろうか。このままでは、社会教育指導員は、あくまで補助要員なのか、それとも地域の人材を活かすための雇用システムなのか不明確なまま、雇用される市民の意欲やスキルを安く利用していると思われる。今後、最長5年を過ぎても、社会教育の専門的職員として、市で継続して雇用していくことが一つの解決策になるのではと考える。また、それにより市民の意欲が育ち、市民館のあり方にも良い影響が生まれるのではないだろうか。

#### (5) こども本部青少年育成課担当課長のインタビュー

2015（平成27年）11月24日、社会教育委員3名、事務局3名が出席し、こども本部青少年育成課担当課長にインタビューを行い、事前に送付した質問事項に担当課長から口頭で回答があった。

##### ①川崎区の中학생殺害事件についての報告書を受けて、こども文化センターの役割についての見直しがあったか。

大きく変えていない。指定管理者には情報共有、研修の依頼をしている。

10年間、指定管理を行ってきたが、今回は、指定期間を5年から3年に短縮する。この間に指定管理者制度の見直しを行い、将来像を考える方針。地域包括ケア、互助などの行政課題を踏まえて検討し、早期に反映を目指す。



職員配置は、館長（常勤）、スタッフリーダー、アルバイト、パート等。子どもの自由来館としているため、一人ひとりへの対応は難しいが、市の研修や指定管理者独自の研修を行っている。市の研修は年間 19 回、他に野外研修もある。参加人数は 1 回当たり約 100 人。結果を区や館、グループでシェアしてもらう。指定管理者に対する法人研修は月 1 回程度。館毎の独自研修は把握していない。研修内容は、児童との接し方、外国籍・障がい児対応、地域交流などについてである。

こども文化センターは、子どもの健全育成に資する施設であり、児童の健やかな育ちを育成する、子どもの遊びの拠点として設置されている。児童に応じた遊び、個別、集団での対応が必要であり、障がい児を含む小学生の居場所、乳幼児子育て支援、中高生の居場所などの機能があり、市民活動の地域拠点である。2003（平成 15）年から夜 9 時までの利用を可能にした。友人との会話や読書、学習、ゲーム、卓球、職員との交流等が行われている。市民活動拠点としてサークル活動の利用も可能なため、利用団体は子ども団体とは限定していない。利用団体には運営に入ってもらい、こども文化センターの清掃や行事への参加をお願いしている。

**②こども文化センター事業の目的や役割を、どのように指定管理事業者に伝え、実践に結び付けているのか、またその検証はできているか。**

施設の目的・役割は仕様書・募集要項・運営要項・運営手引きで示している。

外部委員により、年度毎に評価、期間評価を行っている。評価委員は学識者、経営・財務専門家、子ども会、青少年育成連盟等から選出される。選定評価委員会は 5 名で、事業の中身を評価する。

**③こども文化センターの運営担当者は地域のことをどの程度把握しているか。地域に在住する人が担当しているか。**

地域代表、民生委員・児童委員、町会、青少年関係者等で運営協議会を行っている。子どもの参加はないが、こども運営協議会を設ける館はある。事業には、運営協議会との共催事業、各団体との個別連携事業などがあるが、こども文化センターにより地域との連携密度が違う。

担当者は指定管理者が雇用しており、臨時職員やアルバイトの中には地域の人がいる。

個別の子どもの情報について、区のこども支援室との連携や把握は今のところしていない。特別な指導や児童相談所との連携はない。

**④こども文化センターは地域の子どもや住民にとって、最も身近な社会教育の場だと考えられるが、事業運営で具体的に実施されていることはあるか。**

こども文化センターは、児童福祉法第 40 条の児童厚生施設で、異年齢や個別・集団への対応支援や、自発性、自立性、社会性を育てる目的で設置されている。

**⑤今後、こども文化センターの事業内容に、市民館や区役所、地域と連携した事業を組み入れる等の考えはあるか。**

市民館との連携はまだない。区や市民館との連携については運営協議会等を通して各指

定管理者が実施することであり、指定管理者を積極的に指導したいと考える。

桜本こども文化センターは商店街との連携をしている。また、宮前区第3グループのこども文化センターは「すがお手つなぎまつり」で、宮前市民館菅生分館、宮前区のこども支援室、菅生中学校区地域教育会議と連携している。各こども文化センターまつりなどでも地域と連携している。20年前の話だが、多摩区のこども文化センターと市民館が連携し、青少年教室を実施したこともある。

## Ⅱ－3 市民をつなぐ 学びを支える～市民館の役割～

### (1) 市民館の事業

今回、他の自治体の公民館の見学や、市民館運営審議会の傍聴を経験して、大都市における市民館のあり方を考える機会となった。かわさき教育プランでは、「市民館を拠点とした生涯学習の推進」が位置付けられ、市民館は行政区において社会教育を振興し、区内の生涯学習全体をコーディネートする拠点としての役割が期待されている。

実際に市民館の事業を見ると、小中高校生の参加は大きなイベント等によるものが多い。日常的な活動が少なく働き盛りの社会人は、市民館事業への参加が難しい。子育て世代の親子の参加は、地域のつながりに結び付くことも多いが、父親の参加は限られている。今日の社会情勢では、定年退職された方や子育てを終えた主婦層が、生活に余裕ができ、市民館の各種事業に参加・参画している場合が多い。高齢者・主婦層に加え、より広範な市民ニーズをつかんでいくことが今求められている。

そうした中、2015（平成27）年4月には「わたしのまちの市民館」という、写真も豊富で市民館の働きを知らせる良い冊子が発行された。このような職員の活動により、市民館が広く知られていくことが求められる。

#### ①人と人をつなぐ

##### ア 子どもと大人 世代のかかわり—長期にわたる事業展開の展望を

子どもと大人が、世代を越えて一つの事業を実施することの意義は大きい。

例えば、宮前市民館で夏休みを利用して実施している「夏休みこども遊びランド」は、子どもと、大人や中学生・高校生・大学生のボランティアで、全館を使って行われている。こうした取組は、人とのつながりが希薄化している中で大変有意義な事業である。

昨年、市民館で実施された子どもと大人が関わりを持てる事業として、乳幼児対象の親子参加型の講座が多く地域で実施されている。講座名は「赤ちゃんといっしょ」、「もうすぐ幼稚園」、「ドキドキの一年生からワクワクの一年生」、「0歳からの子育て」等、回数は5回程度で実施されている。これらの講座では、子どもの年齢に合わせて輪切りにした

ような形で、その保護者を受講対象としており、一見きめ細やかに見えるが、親子のあり方を狭い範囲で限定して捉えてしまっていないだろうか。保護者の中には、両親の介護を抱えている人、障がい児がいる人、福祉に関心のある人、仕事に関心のある人もいるのではないか。まずは大人である保護者を学習の主体と捉え、子どもや家族、自分との関係を捉え直し、自分の生き方を見つめ、社会とどう関わっていくかということ、仲間と共に考えられる講座が必要ではないだろうか。

このような講座の先駆として、国立市公民館の保育室活動をあげることができる。国立市公民館の保育室活動は、子どもの成長を通して親が学んでいくという学びのあり方として、近隣の三多摩の市民に、広く共感された。国立市公民館の保育室活動では、講座に10か月位かけてじっくり取り組み、学びと話し合いを重ねて、更に年度を越えてその後の自主活動に結び付いていくという、学習の連続性がある。そして、公民館保育室運営会議が、年度を越えた学習者のつながりと学習の積み重ねを支えたこと、数十年に及ぶ実践の展開が学習者によって記録され公刊されたこと（長期実践記録）も、長いスパンを持つ社会教育実践としての特長である。

子どもを育てる世代だけでなく、誰もが地域の中にいる一人の人間として自覚し、人とつながる努力をしていくことが求められている。そのようなつながりを持続的に支え、仲間と共に考え話し合っていく場を提供できるのは、市民館において他にない。

## **イ 公民館報が地域をつなげる—自治の基盤としてのコミュニケーション**

国立市公民館も、水谷東公民館も、公民館だよりも毎月発行され、全戸配布されていた。この事実について、川崎市の職員からは、「予算や配布方法に課題があり、容易ではない。」と説明があった。しかし納税者の意識からすると、同じ自治体なのに、家庭で公民館報を受け取り読むことができる地域と、自治会の回覧でしか読むことができない地域があれば、行政サービスの格差を感じざるを得ない。人口が違えば予算規模も違うのだからそれを理由にはできないのではないか。

水谷東地区では、公民館だよりも公民館の事業紹介だけでなく、例えば学校の運動会や老人会の行事など、地区のすべての予定を掲載するコミュニティ・ペーパーの役割を果たしている。子育て世帯、高齢者世帯など、生活していく上で重要な情報が得られるに違いない。また、公民館だよりも自分の文章が掲載されたり、それを地域の人が読んで反応したりと、コミュニティのメディアとなっている。これを作っているのは、住民自身による月2回の編集作業であり、編集委員を担う人達を支え続けてきた公民館職員の働きである。

水谷東公民館では、住民自身がこうしたメディアを作り続ける営みを通じて、自治の意識を形成し、役割を担い合う関係を作っている。川崎市の市民館では、予算を理由に住民の自治的な関係を作り出すことをしないのだとしたら、それはとても「もったいないこと」のように思える。

水谷東地区の公民館だよりの取組からは、自治とは与えられるものではなく、作り出していくもの、それも長い年月をかけて培っていくものであることが分かる。公民館報は、そうした関係を作り出す「学習の方法」と捉えることができる。

## ウ おとなにとっての居場所をつくる

人間として最後まで自分の力で生き、一人ひとりが自分をあきらめず、地域で最後まで楽しく過ごそうとするには、何かの講座を提供するだけでなく、誰でもが集まれる場所が必要である。用事が無くてもそこに行けば誰かがいて話をしても「ただ座っているだけでもいいよ」と思える場を、市民館で提供することはできないだろうか。

国立市公民館では、設計段階で1階が市民のたまり場となるように配慮されていた。川崎の市民館では、そもそも建物に入ってきた人が滞留できる空間がなかったり、椅子が背中合わせにおかれていたり、建物の設計や設備の配置に人々が憩う空間への配慮が感じられないことがあるのが残念である。

ハードウェアの限界を超えていくためには、菅生分館の「おしゃべりサロン」や幸市民館の「コミュニティカフェ」のような取組が注目される。市民同士がつながる場を作り出していこうとする営みである。その他、様々な形でのおとなの居場所づくりが必要であろう。

川崎市では、いこいの家は高齢者向け、こども文化センターは小・中・高生、わくわくプラザは、小学生だけと、年齢別になっていて、小さいスペースで狭い範囲の人との交流しかできず、幼稚園や学校と変わらないように思われる。もっと異年齢の人、異なる世代の人が交流できる場を作る必要があるのではないか。例えば、移転が予定されている小杉こども文化センターの中に、子どもだけでなく、幼児と高齢者が交わる居場所を作っていくことはできないだろうか。

## エ 大学との連携—大学生の地域の中での役割

現在、「大学の地域貢献」ということが盛んに言われている。大学公開講座などは、大学が持つ知識や技術を地域に公開するような、いわば「学校教育の拡張」としての意味を持つといえる。しかし、大学の正課の授業として、地域での活動を求めること（サービス・ラーニング）や、学生が主体的に考え判断することを求めるような大学教育の方法（アクティブ・ラーニング）も求められている。川崎には多くの大学が所在しているが、大学生の学習活動それ自体が、地域の活動を支えていくような展望を持つことができるだろうか。ここでは、日本女子大学と明治大学の事例を取り上げる。

### ・日本女子大学人間社会学部

日本女子大学人間社会学部では、社会教育主事の資格を取得できる。「生涯学習計画」の授業では、市民館の実態調査や多摩市民館の見学を行ったり、市民館職員を授業に招いて話を伺ったり、グループ学習で市民館の活性化を議論したりしている。また「社会教育インターンシップ」の実習では、多摩市民館で6名、麻生市民館で5名の実習生を受け入れている。他に、多摩市民館や「子育てまつり」などでボランティアをする学生もいる。教員の関わりとしては、多摩市民館で市の職員研修と本学西生田生涯学習センター公開講座を融合させた出張講座を担当するなど市民館で頻繁に各種講座の講師を務めている。

活動後の反省会や年度末に作成するリーフレットや報告集で、学生達はひとりではなくチームや参加者と一緒に成し遂げた達成感や地域について新たな発見、次の活動や将来への展望が得られたことなど多くの成果を率直に述べている。しかし、昨今学生は就職活動

やアルバイトも忙しく継続した活動が難しくなり、教員は教育・研究や校務に追われ、学生の指導や地域と大学をつなぐ役割を十分果たせない現実にも直面している。

日本女子大学は川崎市と連携事業協定を結んでおり、地域活性化や課題解決と若い世代の学びの双方を達成するWin-Winの関係づくりを目指している。しかし、教職員、学生、地域住民などの中の特定の個人や閉じた組織による取組に留まりがちで、横のつながりが難しく十分な成果を上げられないもどかしさを感じることも多い。大学と行政、地域住民が一体となって人と人がつながり学生達の学びを支援する意義を理解し共有しつつ、今後、地域貢献活動を通じて学生達の積極的な学びを支援できることを期待する。また、学外の市民館や市内の各施設で行う地域貢献活動は、やがては社会に巣立つ若い世代にとって社会に巣立つための基礎力を学び未来を具体的にイメージし志向できる貴重で有効な機会である。

#### ・ 明治大学社会教育主事課程

明治大学社会教育主事課程では、地域社会と連携して行う授業を2科目開講している。

社会教育実習は、公民館、児童館、男女共同参画施設等が実習先となるが、ほぼ毎年、川崎市のいずれかの市民館が明治大学生の実習生を受け入れている。実習生は業務に関わる中で、市民の学習と職員の支援の関係を学ぶ。

社会教育演習（登戸探求プロジェクト）は、多摩市民館との協働によるものである。多摩市民館の事業「多摩区子ども探求クラブ」として、多摩区の小学生4～6年生が、25名、年間10回くらい、明治大学の生田キャンパスにやってくる。そして大学の授業の「登戸探求プロジェクト」としては、学生が小学生といっしょに、何かのプロジェクトに取り組んでみようというものだ。年度を越えて参加する子ども・学生もいて、今年で4年目になる。

子どもは大学生のお兄さん、お姉さんとの関わりを楽しみにしている。去年は、おもちゃづくりをしたグループが保育園や老人いこいの家におもちゃを持って行って、いっしょに遊んでもらうなどの活動があり、地域との関係が広がった。

大学祭で子どもが発表したとき、活動記録のDVDを見ていた保護者の方が涙を流していたので、事情をたずねたところ、学校でいじめられて不登校に近い状態だった子が、登戸探求プロジェクトではほかの小学生の友だちと元気に遊んでいるのがわかってうれしかったとのことだった。学校では一度関係が損なわれると居場所すら失われてしまうことが現実起きていて、他の学校、他の学年の友だちや、大学生との関係が、子どもにとって大切な意味を持つことがあるのだとわかった。

社会教育実習も、登戸探求プロジェクトも、アクティブ・ラーニングといわれる授業であり、学生は自分で考え、行動し、その経験を振り返る。このような、現場での「経験」とその「振り返り」のプロセスが、学習支援者の力量形成としての意味を持つと考えられており、学生—社会教育職員—大学教員が実践の認識を共有していくことで、実践を通して地域と大学がつながる意味があるのではないかと考えている。

川崎市ではこの他に、例えば、宮前市民館で、大学生が子ども達と一緒に遊ぼうボランティアを行っている。今後は、各市民館（分館）の行事等に積極的に関わって欲しい。

## ②地域の話し合いの場を作り出す

### ア 平和・人権学習

川崎市の社会教育事業は、5つの柱（①社会参加・共生推進学習事業、②市民自治基礎学習事業、③市民学習・市民活動活性化学習事業、④市民・行政協働・ネットワーク学習事業、⑤現代的課題対応学習事業）に沿って行われている。②の中に「平和・人権学習」が位置付けられており、今年で30周年を迎えた。それを記念して市内の平和・人権学習の企画委員が合同で、1月6日から高津市民館で30周年記念展を開催した。このように行政と市民が協力して平和・人権学習を30年間も継続しているのは全国で川崎市だけという。政令指定都市の中でいち早く非核都市宣言をし、平和館を建設した川崎市ならではの、価値ある実践と言えよう。

川崎区で発生した中学生殺害事件は社会教育の基本的課題にかかわるものであり、市民館の平和・人権学習でぜひ採りあげて欲しい。川崎市には全国的にも珍しい平和館があるのだから、川崎市平和館を活用した講座を採りあげてはどうか。また、明治大学の登戸研究所資料館をはじめ、市内各地の戦争遺跡などを巡るフィールドワークがあってもいいのではないか。ナチスのホロコーストのように戦争遺産を世界に紹介することも、社会教育の担う重要な活動だといえる。

最近、他の自治体で、市民の活動や社会教育の事業について、政治的な判断が持ち込まれ問題となったケースが見られた。

埼玉県さいたま市では、さいたま市民活動サポートセンターの指定管理をNPO法人に任せていたが、2015（平成27）年9月に、市議会で「優先利用団体の中に政治的な市民団体が入っていて好ましくない」と問題にされ、管理をNPOではなく市が直接行うことにし、条例を改正した。これが実施されると、平和や憲法や原発関連の市民団体は事実上排除される恐れがある。政治的かどうかを判断するようになれば、市民団体の自由な討論が出来なくなり、戦前のような言論統制になりかねない。

また、さいたま市では2014（平成26）年6月、三橋公民館の月報の俳句コーナーに句会が選んだ作品「梅雨空に『九条守れ』の女性デモ」が掲載される予定だったが、これを館長が掲載不可とし、これを市も市教育委員会も追認するということがあった。それまで44回にわたって掲載されてきた趣味のサークルの表現活動に対し、突如として内容が不適切だとしたのである。この事件は、作者がさいたま市や公民館らを相手に裁判を起こし、現在、さいたま地裁で係争中である。

川崎市では、9月の市議会で、高津市民館の講座の内容や講師について質問がなされた。その講座は、「ママ・パパも学べる憲法カフェ」というタイトルで、子育て中の保護者等を対象とし、「憲法体操」をしながら楽しく憲法を学ぶ回を設けるなど、日頃、学ぶ機会の少ない憲法について関心を深めることにより、ともに生きる地域社会の創造を目指すものであった。主な講師として二人の弁護士がいるが、市議会での質問は「その弁護士はどのような日常活動をしているのか」、「教育委員会は講演内容を把握しているのか」という主旨であった。また、それ以外の質問は、「国会見学」という企画に対し、「講師として国会を案内する国会議員の所属政党と氏名を伺いたい」という主旨の質問であった。こうした質問に対しては、市民の学習する権利と自由、市民の主体的な学習活動を保障する社会教育振

興事業の意義を踏まえ、教育委員会の適切で毅然とした対応が望まれる。

また、ある市民館の平和・人権学習では企画委員がいるにも拘わらず、市民館側が講座の内容や講師を決め、企画委員には後で知られるという事態が生じたが、市民館と企画委員がもっと率直に話し合い、協力し合う関係が望まれる。

## イ タイムリーな企画

タイムリーな企画は、今を生きる市民にとって、次々に起こる様々な現象の底に流れる本質を知り、自ら考えていくために必要である。ここでは、これまでに市民館が取り上げたタイムリーな企画の例を挙げる。

1986（昭和 61）年 2 月に起きた「中野区富士見中学 いじめ自殺事件」（鹿川くん事件）は、世間に衝撃を与えた。連日、メディアが取り上げた。まさにこの直後、中原市民館の成人学校で、「いじめの構造」と題した講座が開催され、午前中の講座であったが、区内外から子育て中の母親等が参加した。

近年は、こうしたタイムリーな講座に出会わない。もっぱら市民アカデミーがタイムリーな講座を取り上げている。特にタイムリーだったと思うのは、2014（平成 26）年 9 月、かわさき市民アカデミーが開催した特別講座「集団的自衛権～何が起こったのか、何が起こるのか～」の第 3 回「メディアはこれからどうする？」の中で、「朝日新聞の慰安婦報道」について取り上げたものである。参加者は 140 名の定員をオーバーし、立って参加した人も出た。パッシング派・擁護派の両極端の意見が渦巻く中で、参加者の感想は「朝日新聞の購読を止めたくなった」派と「これから、朝日を購読したい」派に分かれた。これは偏らずに進められた結果だと思う。

市民には、タイムリーな課題を知りたい欲求がある。市民館は、反対意見・賛成意見がある場合も、両論を淡々と取り上げる技量を持って、今を生きる市民の知りたい・学びたい気持ちに答えてほしい。氾濫するメディア情報だけではなく、人々が意見を交流し合う場として市民館の事業が必要である。

更に、市民館の「講座」には、他人とテーマを共有する安心感がある。そうしたことが時流に流されずに自身の考え方を形成できる学びの場へとつながっていくのではないか。

市民は、現象の底に流れる本質を見定める力を得ることによって、確かな明日に向けて社会参加していける。市民館の役割は、「市民の学習する権利と社会参加の保障」を具体化することにある。今ならば、例えば「夜中に出歩く子ども達」、「脱法ハーブに手を出す子ども達」、「安保法案」、「SEALDs って、何」、「18 歳選挙権」、「TPP って、何」、「下流老人にならないために」、「損しない税金」、「マイナンバーとは」など、取り組めるテーマはいろいろとある。

また、介護の現実を突きつけられたときには、「未病」への取組が必要だと考える。団塊の世代が 70 代 80 代となるのは決して遠くない未来である。やはり地域社会でお互いに関心を寄せ合うことが、心と身体の健康へとつながるのではないだろうか。

## (2) 市民館の組織と運営

### ①子ども文化センターとの連携

川崎市では、行政区毎に1館と、6つの分館で、全市で13館の市民館等がある。その他、地域のコミュニティに関する施設として、概ね中学校区に1館、子ども文化センター、老人いこいの家がある。子ども文化センター、老人いこいの家は、併設型であっても別々の指定管理者が運営を行っており、交流はほとんどない。また住民も利用するだけの立場で、自治の拠点という考え方はない。

子ども文化センターは、現在、59館中53館は市民活動センターが指定管理者として運営している。少数だが、地域住民の組織するNPOが受託運営しているところは、地域の子どもの育てようという意識が高く、活発な交流の場となっている。

子ども文化センターは児童福祉法に基づく子どものための児童厚生施設、その地域における子どものための施設であるが、地域の中で、学校以外に大人が継続して子どもと関わることが、子どもの成長にとって重要である。

子ども文化センターの本来の役割として、学校だけではなく、区役所や、児童相談所、療育センターなど、様々な機関と連携して、一人ひとりの子どもに対する支援が求められている。現状は、行事やイベントの実施に留まってはいただろうか。今後、地域包括ケアシステムの目的を反映させると聞いたが、それぞれの地域性を活かして子どもの見守りや健全育成のために地域と関わりを持っていくことが望まれる。

子どもの育成には、問題や事件が起きたから対応するという対処療法的なシステムではなく、問題や事件が起きないように予防することに大きな意義がある。起きなかった事件は評価されないが、実はそれこそが最も大切な大人の責任だと考える。社会教育施設の役割をそうした意味から見直し、システムを考え直す時期ではないだろうか。

### ②地域との結び付き—まちづくり協議会との関係

川崎の住民は地域自治という意識がどの程度あるのか。区や地域によって違いはあるだろうが、地域を自分達の手で作りに上げ、維持し、次世代へつなごうという地域は少ないのではないだろうか。旧来からの地域自治システムである町会は、加入率が低く、高齢化により役員の交替がうまく進まない。また、組織や事業運営の硬直化、新住民と旧住民の交流の不足などの課題を抱えており、自治という意識の醸成は低下していると考えられる。

しかし、多摩区の月見台自治会では自分達で災害時の支援体制の計画づくりをするなど、自治意識の高い運営を行っているところがあるが、リーダーの力量に負うところが多いようだ。

今回、水谷東公民館を見学して気付いたのは、「まちづくり協議会」というもののあり方の違いだった。名称は川崎と同じでも、水谷東公民館がある地域では住民自治を担う組織であり、これは川崎のまちづくり協議会のあり方への参考にもなると考えられる。

### ③地域との結び付き—PTAとの関係

PTAは保護者と教職員による社会教育関係団体である。子ども達の安心安全を守り、子ども達の成長を学校、各区、市という単位で支えるPTAには、保護者や教職員という



枠を外し、一人の大人として成長していくことが必要不可欠である。その成長の場として、市民館が行う様々な学級や講座の開催、そして、その様々な学級や講座にPTA会員が参加することで、PTA会員一人ひとりの成長につながると考えられる。

現在、川崎市PTA連絡協議会、各区PTA協議会の各種事務作業等は、各市民館の場を借りて行われている。この恵まれた環境を最大限に活用し、各種PTA協議会と連携、そして、各単位PTAにとって身近で頼れる存在の市民館として存在し、市民館からのインフォメーションがPTA会員全員へ行き届くことで、社会教育関係団体であるPTAの学びが広がり、市民館がその地域に根付いていくと考えられる。

#### ④地域との結び付きー地域教育会議との関係

1980年代、日本中を騒がせた金属バット両親撲殺事件をはじめとする子どもを取り巻く暴力の嵐の中で、「子供たちのために今私たちは何をしたらいいのか」をテーマに、2年間で4万人を超える保護者、教員、地域の方や学識者が集まり、熱心な討議が行われたことをきっかけに、地域教育会議は生まれた。特長は、徹底したボトムアップ方式で、委員の合意を持って進めることである。

子ども会議や、教育を語るつどいが主な事業であるが、その他、各地域教育会議で独自の取組を行っている。例えば、臨港中学校区で行っている東日本大震災の被災地への中学生のボランティア活動は、特筆すべき事業である。

行政区の地域教育会議は、市民館に事務局を置くが、中学校区は学校を起点としており、学校と連携したものが多いが、高津区では、市民館との協力による中学生会議の実施、宮前区の菅生中学校区では、「道で会った子は、みんな家の子」を合言葉に、町内会や地域の公的機関が連携して実施している「すがお手つなぎまつり」なども行われている。今後も、様々な形で地域教育会議と市民館が連携し、活動を活性化させ、地域の教育力の向上を図っていくことが望まれる。

#### ⑤コミュニティのコーディネーターとしての社会教育関係職員

社会教育関係職員の力量とは何だろうか。ここでは、社会教育関係職員とは、市民館の常勤職員・非常勤職員、こども文化センターや男女共同参画センターなどの首長部局の施設の職員、指定管理者職員を含め、広く学習支援に関わる職員として捉える。また、PTAやまちづくり協議会などの住民組織にも、活動を支える人達がいる。

日本社会教育学会では、これらの学習支援にかかわる人達が社会教育実践をコーディネートしていると捉え、社会教育主事がこれらのコーディネーターをコーディネートしていく役割が期待される、と提言している。<sup>6</sup>すなわち、これまで孤立無援、手探りで、学習支援の仕事をしてきた人達こそが、自らの力量形成のためのコミュニティを形作っていくことが必要だと述べている。そして、職員の力量は、異なる専門性と異なる経験を持つ立場から、互いの実践を交流していくことにより形成されていくと考えられている。

川崎市における上記の学習支援にかかわる人達は、100人を超えるくらい働いているの

---

<sup>6</sup> 日本社会教育学会編『学びあうコミュニティを培うー社会教育が提案する新しい専門職像ー』東洋館出版社 2009年

ではないだろうか。その人達が、行政の縦割りを越えて、異なる働き方・領域から、豊かな実践を交流させていくことにより、実践を支える人々のコミュニティが展望できるだろう。

## ⑥指定管理者制度の課題

指定管理者制度が導入されて10年以上を経過し、制度の課題も見えてきているが、川崎市の施設への導入は拡大されてきた。市民館・図書館も導入検討の対象外ではなく、市民館のあり方・役割の観点から指定管理についても考えていく時期となっている。

指定管理者制度は、「公の施設のより効果的・効率的な管理を行うため、その管理に民間の能力を活用するとともに、その適正な管理を確保する仕組みを整備し、住民サービスの向上や経費の節減等を図ること」を目的としている。端的に言うと「民間活用で経費節減」となり、行財政改革からすると経費節減の効果大と見られるが、それに伴って市民サービス・住民参加が低下するのではという懸念もある。そこで、社会教育委員の会議では指定管理制度を考えた場合、どのような課題があるかを検討した。

### ア 事業面での課題

現在、指定管理者制度は概ね3～5年を指定期間として管理者選定が繰り返されることが多く、管理者の継続性からすると課題がある。市民館も職員が短期間で異動し、地域での社会教育振興に邁進できないとする声がある中で、担当者なり管理者は長いスパンで考えた方が、地域の社会教育力を高める上では必要と思われる。

現状では、市民ニーズを捉え事業展開は多岐にわたっているが、指定管理者制度が導入されると、参加者の多寡が評価され、「人が集まらないかもしれないが学ぶべき課題」や「今の社会に疑問を投げかけるような課題」等には取り組まなくなる可能性がある。更に有料にすると、学ぶ権利に格差が生まれることを危惧する。

最近は大手の業者が指定管理者制度に参画してくるケースが全国で見られるようになり、川崎市でも例外ではない。それを排除するものではないが、市民参加や市民力向上が社会教育の面でも大事とされている現在、利益追求を図る管理業者がどれだけ市民参加を促進できるのか甚だ疑問である。地域の人的資源を管理運営でもきちんと位置付け、職員のスキルを高めていくことが大事と思われる。

### イ 施設運営面での課題

コスト削減を第一に考えていくと、施設そのものが「管理者」の利益に誘導されてしまう恐れを感じる。業務の効率化に伴うコスト削減は歓迎すべきことではあるが、その影響がサービスの質や指定管理者の職員の人件費にも及び、住民サービスの低下や労働条件の悪化、非正規労働者の増加につながっていくとすれば、地域全体に負の影響を及ぼすことになる。社会教育主事がしっかり地域の社会教育振興を考え推進していくことが求められているとすれば、コスト削減が職員の質の低下につながらないように配慮すべきである。

市や区が地域のコーディネーターとしての役割を自覚し、地域住民の豊かな生活の実現に向けた自治体の社会的責任の上に立った制度運用を考えてもらいたい。

仕様書の規定が非常に詳細に定められているがために、手足を縛られ、業務の効率化に支障を来すという指摘もある。業務管理の自由度を高める上で、仕様規定から「性能規定」に変えることも一考である。市民館という性質上、市民目線に立って公共サービス・

生涯学習の推進という観点から性能規定を定めることも大事と思われる。

直営であっても、指定管理者制度であっても業績評価は必要である。評価観点を明確にし、客観的に評価がなされ、経営努力が正当に評価される評価システムを構築することが必要で、評価基準をもとにした評価の透明性も求められている。いずれにしても、仕様書等を作成する時点で、利用者である市民の意見が反映されること、それに基づいて評価するには「市民を含む評価委員会」の設置が大切となる。

### (3) これからの市民館を考える

#### ①年度を越えた学習・活動支援の展望―世代をつなぐ市民館

今回、国立市公民館を見学し、「憲法を考える」などの講座が、何十年という長い期間続いていることがわかった。国立市公民館では、年度を越えて、人々の学習を長い期間持続的に支え続けることが意識的に取り組まれている。社会教育は、親と子、地域全体の世代のサイクルをつなげていく機能を持つことを考えると、このような長期的な視点を持つ事業運営に、学ぶことは大きいのではないだろうか。

水谷東公民館も、世代のサイクルを意識して、公民館と地域住民が協働している点で特長的である。災害の経験から地域住民のつながりが求められ公民館建設運動が展開していくこと、そのような地域の歴史について中学生に向けた副読本を作成していること、そして中学生が防災の主役になっていることなどである。川崎では中学生殺害事件の後、「子どもの見守りを地域が行う」ことが課題のように言われてきたが、水谷東公民館では「子どもを頼りにしている」意識、すなわち子どもをコミュニティの主体と捉える意識がつけられていた。子どもを見る大人の側の意識に、大きな違いがあるのではないだろうか。

世代が重なり合い、学びあう関係を、市民館が作り出していくことが期待される。

#### ②施設規模の見直しと市民活動のネットワーク―自治の拠点としての市民館

今後の市民館の役割として、特に「市民自治意識の醸成」が上げられる。自ら動く市民を育てるには、一方的な働きかけや強いリーダーに頼る事業展開ではなく、一人ひとりが考え行動する市民として尊重されるようなあり方が必要である。また職員がどれだけ地域住民のことを知り、理解し、溶け込んでいけるかという大きな課題が示されたように思う。

川崎の市民館の対象とする範囲の人口は、国立市公民館と水谷東公民館の数十倍の人口規模である。二つの公民館では、公民館だよりの全戸配布、コミュニティ・ペーパーとしての機能、まちづくり協議会と公民館との関係など、住民自治を作り出す仕組みが長い年月をかけて作られていた。

川崎の社会教育の大きな枠組みとして、市民館の対象人口規模を見直す議論を始めてみてはどうか。社会教育の目的や機能を考えたときに、適正な施設配置はどの程度の人口規模なのか、せめて分館の増設はできないかなど、検討の余地があるのではないかと。

川崎で同様の体制をとることは現状では難しいことだが、こうした現実を前に、社会教育委員からは、市民館が市民活動のネットワークの拠点として機能することを求める。現代社会で問題意識が高まっている「防災」「子育て支援」「平和教育」「青少年見守り」とい

った問題は、全て人と人がつながる中で考えられる問題である。地域の中では、そうした目的意識を持った小規模なグループが組織され、問題に対処している。市民館の役割としては、それら地道に活動する地域の小規模グループを掘り起こし、問題意識を共有し、活動を支援することが求められる。

例えば、昨年発生した中学生殺害事件のような痛ましい事件の再発防止に地域住民が対処する場合、おとなの目線からの「見守り」だけでなく、少し年上の学生らによるボランティアグループなどの養成も何らかの対策につながるだろう。

自治の拠点としての市民館を目指すとき、市民館の運営自体が民主的・自治的に行われる必要がある。今回、国立市公民館では、公民館運営審議会が毎月開かれているということを知った。川崎でも、市民館の機能を十分に理解し、利用者や団体のことを良く知った上で、運営審議会で話し合いができるようにするために、開催回数を増やすなどの工夫が必要ではないかと考える。また、特定メンバーに固定しないで、常に新しい風を入れる工夫が望まれる。

### ③市民の自主的な課題設定を支え、議論の場を拓く市民館

市民館事務の区長への事務委任、補助執行、指定管理者制度への移行の検討など、行政のあり方の変化が市民の学習に影響するのではないかと心配が、現実に起こりつつある。問題が起こった点について、市民と行政の間でよく検証し、再発を防止しなければならない。

また今年度は、憲法九条や安保法制などの国民的議論、川崎市内で起こった中学生殺害事件に関する論議など、市民の関心が高い問題でのテーマが求められた年度でもあった。論議が二分されている問題を大胆に取り上げ、大いに議論を巻き起こすことが必要である。

### ④職員の力量形成と社会教育の評価

今期の活動を通じて、市民館の役割の中で、市民の活動や講座での学びを支える職員の働きが極めて重要であると確認した。今回見学した国立市公民館と水谷東公民館の職員は、東京都公民館連絡会（都公連）や入間地区公民館連絡会（入間公連）などで、職員の力量形成に取り組んでいる。職員の継続した取組を支える人事制度は、どのようなものだろうか。

社会教育法では、社会教育主事は教育委員会の事務局に設置することになっているが、国立市教育委員会は、公民館に社会教育主事を設置している。これは公民館の職員の専門性を維持していくための自治体による工夫であると考えられる。川崎市では社会教育主事の発令をしないで、有資格者を増やしていく方法をとっている。しかし社会教育主事の資格を取ってもすぐに職員が異動してしまい、市民とのネットワークを築く時間がないという市民の実感があり、社会教育主事としての経験や専門性をどのように生かしていくのか、長年の懸案となっている。

今回、社会教育指導員の現状を調査し、問題提起を行った。各地では、実践の展開を持続的に支えるために、職員の力量形成を高める取組が各地で進められている。川崎でも、より専門性を高めた職として位置付けるなどの取組を進めるべきであろう。

これまでの事業報告は、講座のテーマと参加人数だけが書かれていることがほとんどで

あった。しかし、予算が執行された報告としてだけでなく、実践の公共性を吟味し、長期的な展望を支えていくためにこそ、評価が求められる。少なくとも数年の時間的広がりを持ち、人々のくらしの文脈に即した実践の記録が作られ、行政の内部と住民の中にそうした記録を読み解いていく力量が育まれることが、実践の深まりを支えていく。水谷東公民館では職員の内部評価、外部の評価など、何層にも及ぶ事業評価の仕組みを作り出していた。川崎でも実践を支える力となる評価の制度化が急がれる。

こうした評価の視点から、この報告書を作成する作業に取り組んだ社会教育委員の役割に触れておきたい。市民館グループの活動を通してまとめられたこの報告書は、今期の社会教育委員の立場から見た、川崎の社会教育に対する「評価」である。上から見下ろして点数をつけるような意味ではなく、社会教育委員がそれぞれの立場で関わっている講座・市民活動等の実践の経験を自ら参照しつつ、川崎の市民館に対する課題と期待を、できる限り具体的な事実を調べて記述した文章である。川崎の学習者、施設利用者、職員など、異なる立場で、こうした評価を交流させていくことをめざしたい。

### Ⅲ 人と地域がつながる図書館へ

#### Ⅲ－１ 研究・協議の対象と目的

##### (1) 川崎市における図書館の歴史と現在

###### ①川崎市立図書館のあゆみ

川崎市の市立図書館は 1923（大正 12）年に橘樹郡の尋常高等小学校内に田島町立図書館が設立されたことに端を発するという。1927（昭和 2）年に田島町が川崎市に編入されたことで川崎市立図書館が成立し、以後、産業都市川崎の成長と歩調を合わせるように規模が拡大していった。1960（昭和 35）年には川崎市立中央図書館の名称を改称して中原図書館が開館、拠点となる図書館の基礎固めがなされた。

1977（昭和 52）年、川崎市立図書館館則が制定された。同年には中原図書館が自動車文庫の運行を開始している。1980（昭和 55）年には全国に先駆けてコンピュータシステムが導入された。1998（平成 10）年、川崎市立図書館条例が改正されて川崎市図書館協議会が設置されることとなった。2000（平成 12）に至ると「読書のまち・かわさき」事業が発足する。情報化社会の進展に伴い、2003（平成 15）年にインターネットからの蔵書検索、図書の予約、利用状況の確認が可能になった。同年には図書館運営検討委員会も発足している。翌年には稲城市、狛江市との相互貸借協定が締結された。

2005（平成 17）年、韓国・朝鮮語、中国語による検索システムが稼働、また、学校図書館有効活用事業が小中学校 15 校で始まった。2007（平成 19）年、学校図書館有効活用事業で本の貸出が開始された。専修大学図書館との相互協力の覚書、和光大学附属梅根記念図書館との相互利用協定を取り交わすなど、大学図書館との連携も始まった。

以降、大学図書館との連携については、2010（平成 22）年に明治大学生田図書館と、2013（平成 25）年に日本映画大学附属図書館、日本女子大学図書館と連携が始まった。

I C T（Information and Communication Technology：情報通信技術）の推進は事業の核となっていき、2009（平成 21）年、全蔵書を対象とする I C タグの貼り付けが開始される。同年には、地域に根差したプロサッカーチームである川崎フロンターレの選手による絵本の読み聞かせなど、連携事業も始まっている。2010（平成 22）年には市立中学校図書館全蔵書のデータ入力がなされた。

2013（平成 25）年、中原図書館が、急成長地区である武蔵小杉の駅に直結したビル内に新中原図書館として移転開館した。同年には市立図書館全館のコンピュータ機器が更新され、B D S（無断持出防止装置）の導入が完了するなど施設の充実が進んだ。

## ②現在の図書館をめぐる状況

2014（平成 26）年度では、中心となっている中原図書館の貸出冊数は約 172 万冊で、政令指定都市の単独施設での冊数としては 20 都市の中で 6 位であった。また、市全体を見ても人口増以上に図書館の登録者数は伸び続けている。市立図書館ホームページへのアクセス件数も前年度比約 5% 増、資料検索ページへのアクセスも前年度比 17% 増と市民の情報利用への関心の高さがうかがえる。

I C T の推進によるサービスの向上が進みつつあるが、一方で I C T に馴染めない利用者への人的支援にも目を配っている。また、「読書のまち・かわさき」事業の一環として、学校から要望の多いテーマに沿った資料をあらかじめ選書して貸し出すという授業支援図書セットの貸し出しも実施されている。

川崎市の発展とともに文教の面から下支えをしつつ事業展開がなされてきた市立図書館であるが、現在において課題がまったく無いというわけではない。人口増の中で、単位人口当たりの図書館数と敷地の不足は慢性的な課題であり、他都市からの流入者も多い土地にあっては川崎らしさというものをいかに伝えていくかという問題も抱えている。公的機関における民間企業の活用という点も今日的な課題である。

川崎らしさという関心からすると、目下、神奈川県立川崎図書館の移転に関する問題がある。科学技術の最先端の情報や、企業・労働運動等に係る歴史的資料について国内有数の充実度を誇る図書館として、工都である川崎の地に根付いてきたが、その貴重な資料が分散してしまうことで機能が低下するのではないかと多くの県民・市民が関心を持って動向を見守っているところである。

このように、川崎の図書館をめぐるのは複数の課題を見ることができるとは、個別に川崎の問題を分析していくというよりも、まず、図書館をめぐる今日の状況をより広く見た上で議論を進めていった方がよいのかもしれない。

## （2）多様化する図書館像

### ①情報があふれる社会

先述の中原図書館は、J R 東日本と東京急行電鉄が交差する武蔵小杉駅に直結する商業ビル及び高層マンションの接合部分にフロアを有している。「何かのついでに」といった利用者にとって有益と見受けられる要素を多分に含んでおり、成長地区を代表するような図書館であるといえよう。

インターネットによる情報検索が日常化した今日、利用者が図書館に求める機能も多様化している。そもそも図書館に足を運ばなくても、全国の、あるいは全世界のどの図書館にどの書籍があるのか自宅に居ながらにして知ることができるようになった。また、従来持ち出しが不可能であった貴重な資料の閲覧がデジタル技術の普及によって遠隔地においても可能になった。

電子書籍の登場は、数百年にわたって図書や資料というものは紙で作られたものであり、それらを保管しておく場所が図書館であるという基本的な認識をあらためさせられるような出来事である。利用者の側からすると、かつては一部の専門家に占有されていた資料を

閲覧することができ、更には情報発信をする機能を身近に有することができるようになるという時代が訪れたことになる。

確かに、今日の状況は、以前と比べあらゆる制限を越えて情報のやり取りができるようになっており、ある意味で夢が実現したかのような感覚をもたらすであろう。一方で、各人にとって一つひとつの情報の重みが小さくなってしまっているという面も見過ごすことができない。本を1冊世に出すためには、執筆者や編集者をはじめ、印刷会社、出版取次、運送業者、広告業者など多くの人々が携わることになるわけであるが、インターネットが普及し情報技術が個人レベルまで高度に浸透している現在、1冊の重みがかつてに比べて軽くなっていることは否定できないのではないだろうか。

このように高度に情報化が進展している社会にあって、情報を得るための機器を有しない、あるいは有していたとしてもそれをどのように操作すればよいのか分からないという人々も一定程度いることは事実である。また、情報を得ることができたとしても、その情報をどのように解釈して、どのように活用していけばよいのか分からないという人もいるであろう。情報が溢れる社会にあって、それ故にさまよってしまうという新たな問題が発生していることも注視すべき事項であろう。特に、子どもが情報社会に丸裸で投げ出されるようなことがあった場合、受け取り方によっては深刻な事態に至るおそれもあるため、放置しておくことは危険である。

## ②図書館にできること

昨今の行財政改革を技術面で支えているものとして指定管理者制度がある。公的な機関の運営を民間業者や準公的な機関に期間を定めて代行させることができるというものであるが、川崎市の近隣、あるいは全国に目を向けてみると、公立図書館にもこの制度を導入している地域がある。

利用者の多様な要望に即時的に応えるということも指定管理者制度導入の背景にあるようであるが、行政による運営では迅速な対応や利用者に満足してもらえないことから、あらゆる面でこの制度を導入することが望ましいという結論にはならないであろう。図書館への指定管理者制度の導入をめぐるのは、プラスの側面マイナスの側面いずれも情報が寄せられている段階であり、今後も図書館運営のあり方をめぐっては多くの市民が参加して議論が続いていくものと思われる。

今日、図書館をめぐる状況は複雑化しており、それに伴って図書館像も多様化しているといえる。利用者のみならず、図書館に勤務する職員を含め、これだけ情報が溢れ、しかも双方向のやりとりが可能になっている環境下において、図書館に何を求めたらいいのか、何ができるのか、何をしたらいいのかという問いを発しつつあるであろう。図書館にできることが何か再考する時期に来ているのだと思われる。

## (3) 社会教育における図書館の役割を再考する

### ①図書館へのまなざし

社会教育委員の会議においては、今回図書館については初めて研究・協議をするという



ことではない。遡れば、1971（昭和 46）年に「市民のくらしのなかの図書館」を上申、1986（昭和 61）年には「川崎市における市民館及び図書館の運営のあり方について」を答申している。

また、近年では、2014（平成 26）年に出された「現代の若者と地域社会のつながりー川崎の社会教育は何ができるかー」において、中原図書館における若者の就労経験を通じた地域社会へのつながりの事例を取り上げている。

図書館が社会教育進展の機能的な面において主要な役割を果たしてきたことは、教育関係者のみならず多くの人々が認めるところであろう。であるからこそ、節目となる時期に当会議としても注視してきた。そして、高度の情報社会の到来と公的機関における指定管理者制度の浸透という状況下において再び図書館に注目することとなったのである。

## ②問題意識の共有化

今期の研究・協議は定期的な全体会議と並行して委員を市民館グループと図書館グループに分けて進行していった。図書館グループに集まった委員は、教育関係に従事している者が大半であり、日常的に図書館に何らかの形で関わっているという前提があるのであるが、まず、各自の職場における経験や個人的な感想も含めて、図書館についてどのような思いや見解を持っているのか出し合った。

数回にわたる議論を重ねた結果、「①居場所としての図書館の存在意義」、「②公立図書館と学校図書館との連携」という2つのテーマが浮かび上がってきた。両者は切り離して研究・協議を重ねればよいというものではなく、相互に関連しているという点を全員で確認した上で、最終的に川崎の市立図書館にはどのようなことが求められるのであろうか、そのためにどうしていったらよいのであろうかということを考えようということになった。

図書館についてはあらゆる角度からの分析が可能であるが、社会教育と図書館の関わりを大きなテーマとし、社会教育の面からユニークな取組をしている実際の例を見ることから始め、川崎の問題に還ってみようということになった。

## （4）図書館グループの活動

我々は、まず、川崎市域外でユニークな取組を展開している図書館をいくつか挙げていき、一方で前出の2つのテーマについて何らかのヒントを与えてくれるのではないかとと思われる例を絞り込んでいった。結果、「①居場所としての図書館の存在意義」をめぐるのは、東京都武蔵野市にある「武蔵野市立 ひと・まち・情報 創造館 武蔵野プレイス」（以下「武蔵野プレイス」という。）、「②公立図書館と学校図書館との連携」をめぐるのは神奈川県横浜市にある「横浜市山内図書館」（以下「山内図書館」という。）の名が挙げられた。

2015（平成 27）年9月1日に山内図書館、9月2日に武蔵野プレイスを、それぞれ委員が分担をして教育委員会の事務局とともに見学し、担当職員からこちらの研究テーマに沿いながら話を伺った。その後、10月9日に川崎の市立図書館の関係者（中原図書館長、幸図書館長）と面談をする機会を得た。他都市の図書館施設を訪問した上で我々が感じたことを示し、一方で川崎の図書館のこれまでの成果や抱える諸課題、将来展望などについて

て話を聴くことができた。更に 11 月 10 日には川崎の図書館について考えてきている市民団体との懇談会も実施して、様々な角度から図書館をめぐる問題を捉えようと試みた。

一通りの訪問や懇談を終えて、再び該当委員が集まり、各訪問先や懇談の内容等を共有化しつつ、川崎の図書館について議論を重ねていった。

## Ⅲ－２ 最新の事例から見えてきた図書館の姿

### (1) 居場所としての図書館 ～事例 1：武蔵野プレイス～

#### ①多機能の中の一つとしての図書館

##### ア 図書館機能

居場所としての図書館について考えるに際し、まず川崎市域外において取組が進んでいる具体的な例を見てみようということになり、東京都武蔵野市にある「武蔵野プレイス」を社会教育委員 2 名と事務局 1 名で訪問した。

武蔵野プレイスは図書館を含む公的な施設の総称であり、図書館が単独で存在しているというものではない。「図書館機能」、「生涯学習支援機能」、「市民活動支援機能」、「青少年活動支援機能」という 4 つの中の一機能として図書館で位置付けられている。施設のパンフレットには、「武蔵野市立 ひと・まち・情報 創造館 武蔵野プレイス」と記されており、図書館のみならず広域にわたる目標を持って運営がなされている点が特長である。設立の理念や目的について記された箇所を引用してみる。

<前略>人々の交流が自然に生み出される「場」を提供し続けることにより、生活、文化、芸術、自然、歴史、まちづくり、ボランティア活動、市民活動、生涯学習、福祉、教育などといった横断的な活動やネットワークの活性化を促します。

多様な人々がそれぞれの活動を通して時間を共有する快適な空間（場）は、地域社会の魅力を高めることに寄与します。『場』＝「プレイス」ということばには、このような期待が込められています。

なお、この施設の所管は武蔵野市教育委員会生涯学習スポーツ課であり、指定管理者は公益財団法人武蔵野生涯学習振興事業団である。立地場所は、JR 東日本中央線の武蔵境駅に隣接する公園の南側にあり、多くの人々が通いやすい環境にある。なお、武蔵野市には市立図書館が 3 館あるうち武蔵野プレイスの図書館機能は分館という位置付けである。

訪問当日は、指定管理者の職員に館内を一通り説明していただき、最後に年報やパンフレット等の資料をもとに何点か質問をさせていただいた。

## イ 図書館の環境

武蔵野プレイスは地上4階、地下3階の建物である。曲線を基調とした白い洒落た建物であり、内部には大胆な吹き抜けや螺旋階段があり、訪れる人々をわくわくさせるような空間づくりがなされている。設計は民間のデザイン会社が請け負ったとのことである。

複合的な施設とはいえ正面入口を入るとすぐに新刊書や雑誌等の図書が配架されている。地下1～地上2階が主として図書館であり、地下2階が青少年活動支援、地上3階が市民活動及び生涯学習支援、地上4階は会議室や自習室を中心とした生涯学習支援の場という配置になっている(地下3階は駐車場である)。



地下2階には芸術系や青少年向けの図書を集めた「アート&ティーンズライブラリー」があるため全6フロアのうち4フロアは図書館と見ることができる。1階にはカフェやギャラリーもあり、緩い雰囲気誰でも気軽に入ることができる図書館といった印象を受ける。その気軽さによるものであろうか、利用者数は年間80万人と見込んでいたところ160万人と2倍であるという。

前出のパンフレット内にも「図書館をはじめとして」と記されており、武蔵野プレイスは図書館機能があった上で他の支援が進行していくという仕組みになっているのである。

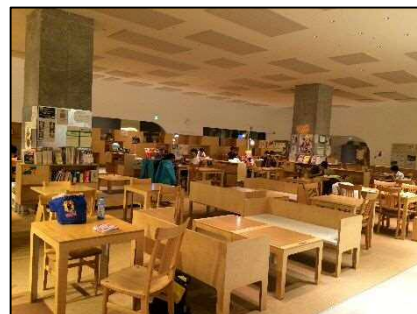
## ②「居場所」としての図書館

### ア 青少年の居場所として

前述のように、館の地下2階は青少年活動支援専用である。そして、青少年特有の行動に対応する技術を有する専門のスタッフが5人いる。この階にある施設としては、ダンススタジオ、音楽スタジオ、卓球場、クラフトスタジオ(工作室)、青少年向けの図書室等であり、中央には成人が立ち入ることができないエリアが設けられている。音楽スタジオは好評であり、使用料がかかるが、それは楽器の修理代にまわされるという。年に1回発表会もあり、気の合った子ども達にわかチームを結成して出場することもあるとの話を聴くことができた。

このエリアでは、アルコール摂取以外ならば何をやってもよいということになっており、本を読むというよりも、友人と食事をする、おしゃべりをする、ゲームをするなどの光景を見ることができた。開館当初は、悪い方向でのたまり場になってしまうのではないかと不安もあったようであるが、友人どうしで勉強をしている姿が目立つという。

読書を通じた精神的な発達の手助けより前に、まず居る場所を提供することを第一としているようであった。夜10時まで施設が開いているため、保護者としても犯罪の温床となるような場所に集まるよりも、あそこなら安心という理解がなされているようである。



なお、この青少年向けのフロアは、指定管理者が中心的な取組として位置付けたものであり、今日の状況は、どうしたら青少年が来てくれるのか研究を重ねた成果であるとのことであった。

### イ 世代を越えたつながりの模索

地下2階は青少年のためのフロアであるが、館全体では年齢や個別の諸事情を問わない居場所づくりがなされている。1階正面入口を入って新着本・お奨め本の棚の背後にあるカフェではアルコールも可であり、市民が使える展示スペースもある。仲間や家族とのおしゃべりが図書館の中でできるということである。

子育て世代の居場所づくりにも注意が注がれている。前述のように、曲線を基調とした境目がない空間は、子どもにとっても居心地がよいようである。しかも子どもが走っても怒られないため、お母さん方もリラックスできるという。女性向け、お母さん向けのコーナーには既定の図書分類法ではなく館の判断で独自にテーマごとに分けている書庫もあり、本探しが楽しくなるような仕掛けがある。

サラリーマンの居場所という面もある。平日の昼間は居住地から離れた職場で働いているけれども、夜10時まで開いているとなれば仕事帰りに図書館に寄ることができる。4階には自習室（有料）があるので、仕事をはなれた趣味・知的欲求の充足、副業の模索、地域の取組への準備などに活用することができる。

地域とのつながりという点では、武蔵野地域自由大学という武蔵野地区にキャンパスをかまえる五大学が武蔵野市と連携して市民向けの講座を開講する生涯学習事業の事務局も入っている。また、地域に関する学習・郷土学習のための資料収集、講座開講にも力を注いでいるという。そもそも武蔵野プレイスが建っている敷地は、農林省（現農林水産省）の食糧倉庫跡地であり、38年の時を経て、市民の要望も最大限生かしつつ実現した施設であることから、その経過自体が郷土を知るための材料となるとのことであった。

以上、見てきたように、武蔵野プレイスにおいて図書館機能は、他の機能と絡み合うことで従来の図書館の概念を打ち破ることに成功しているといえよう。

## ③抱えている課題

### ア 市民ニーズへの対応

明るく開放的な空間を作り出し、来館者も当初予測の2倍という武蔵野プレイスの図書館であるが、担当職員に伺うと課題もあるようであった。

まず、図書館の領域を超えているとお叱りを市民から受けることがあるとのことであった。蔵書はもっと多い方がいい、静かな環境で読書に集中したいという立場の市民からは「こんな施設は図書館ではない」との声があるようである。運営する側としては、本を通じたコミュニケーションの場を提供したい点や口にもものが入るとリラックスできるのではという点から、1階にカフェを設置したそうだが、飲食物のにおいや話し声がある中では読書に集中できないといった指摘があるという。

以上のような事項は、居心地のよさを追求した新しい図書館像と伝統的な図書館像との齟齬の部分である。どちらに軍配が上がるかといった類の話ではないが、新しい取組を始め

たからこそ出てきた課題である点は注視すべきと思われる。

### イ 青少年への対応の摸索

先述の青少年機能についても、図書と青少年とのつながりという点では課題があるようである。カップラーメンを友人と食べて、テストの対策をたてて、あるいはゲームをやつて、ダンスや音楽を、卓球をとといったことは楽しいし、大切な時間である。ただ、そもそもここは図書館機能もあるという点から、スタッフがお勧めの図書を持参しつつ青少年達に声掛けをしているそうである。人生経路について考えるきっかけとしての読書、本との出会いをどの程度進めていくことができるだろうか模索中であるとのことであった。

青少年エリアのスタッフは、青少年達にどのように声掛けをするか、距離をどう保つかという点で高い技術を求められる。その技術を有するスタッフがいるものの、任期付きの雇用なので、延長ができる仕組みを検討中とのことであった。青少年向けフロアとは別に3階にスタディコーナーがあり日々盛況であるが、せっかく図書館に来ているのに受験に係る勉強ばかりで、せっかく置いてある本が活用されないという課題もあるそうである。この問題は個別武蔵野プレイスに限られるものではないが、居心地のよい居場所を準備した後の中身の充実という点で先送りできるものではないと思われる。

### ウ 管理運営上の課題

建物の管理・運営についても苦労がある様子であった。曲線を基調としているが故に、



端まで書籍を配架することができず、また、吹き抜けなど空間の確保を重視しているが故にどうしても書庫が少なくなってしまうとのことであった。この点は、本館ではなく分館であるから許されるという面もあるようだが、書籍の数は多いほどよいと考える立場の利用者からすると物足りなさを覚えるのであろう。

JR東日本中央線の沿線に立地しており、吉祥寺など若者に人気の街も近くにあつて、細部にも注意がなされた建築物が街に溶け込んでいるように見受けられる。ただし、備品が入手しにくい、清掃をするのに手間がかかるなどの非効率、不経済な面もあるようである。

## ④社会教育的観点からの考察

### ア 施設運営の面

冒頭で触れたように、武蔵野プレイスは指定管理者によって運営されていた。ただし、指定管理者である武蔵野生涯学習振興事業団は市の外郭団体という性質を有し、選書については市の管轄であるなど、公共性の維持はなされていた。居心地のよい空間づくりという点では、指定管理者である事業団がデザイン系の企業に委託し、行政との橋渡しをすることによって一定程度の成果をあげていた。指定管理者であるから実現したと見受けられる取組は随所にあつた。一部大胆すぎるとの評価を受ける面については、利用者・市民の声に可能な限り応じるという前提で、施設が運用を開始した後も修正・改善を日々積み重

ねていることがわかれた。

また、武蔵野市の人口 14 万人に対応する 3 図書館のうちの分館であり小回りがきく、近隣に大学が林立していて市民の学習意欲も高い、JR の駅に隣接しているなど、地域の特性や利便性も手伝い多くの人々から注目される施設になっていることが判明した。

一方で、指定管理者制度の場合、数年で管理者自体が替わることがあるため、次の周期でそれまでの管理者と同じ団体が担当となればそれまで築いてきたものが継承されるが、そうでなかった場合、混乱が生じるおそれがある。担当職員の雇用という面からも、継続性の問題は看過することができないであろう。図書を選定や資料検索の技術、あるいは青少年への対応に優れた職員がいたとしても数年で雇用が入れ替わってしまうと利用者の側にも不利益があるものと思われる。武蔵野プレイスは先駆的な取組を進めているだけに、新たに築きあげたものをどのように継続していくのか注目される。

## イ 社会教育の要としての図書館

図書館が社会教育の推進にとって大きな役割を担っていることは多くの人々が認めることである。したがって、図書館について考えるということは、そもそも社会教育の目的は何であろうかという問いに当たることにつながるであろう。

本節では居場所としての図書館という関心から記述を進めてきたが、図書館の本来の役割についても忘れてはならないと思わされることもあった。読書をするという行為は何かを探究しようとする各人の目的意識がないと進んでいかないものであり、孤独な模索の面が伴うわけであるが、一人になる時間が少なくなるとかえって本に向かうことから遠のいてしまうのではないかという懸念を抱かされる。

確かに、サラリーマンの自分磨き、キャリアアップもよいが、地域のことに関心を持ちつつ図書館を活用するような仕組みづくりも課題であるように思われた。同様に、学生が受験勉強や資格試験のために静かな空間を利用するに留まり、その図書館にある蔵書を読まないということでは何のために図書館があるのかということになってしまう。

武蔵野プレイスは多くの世代が集う居場所づくりには成功している。人は何のために読書をして何を学ぶのか、学んだ後に何をしたらよいのかといった根本的な問いは個別図書館に係るものではない。居心地のよい図書館が増えつつある今日の状況下において、並行して社会教育の中身の再考が喫緊の課題であると再認識させられることとなった。

## (2) 公立図書館と学校図書館の連携 ～事例 2：横浜市山内図書館～

### ①指定管理者による連携の取組とその成果

#### ア 山内図書館のなりたち

横浜市青葉区あざみ野駅より徒歩 3 分にある山内図書館は、1977（昭和 52）年 4 月に開館した。横浜市内にある 18 の市立図書館のうち中央図書館に次ぐ 2 番目となる蔵書数 201,142 冊（2015（平成 27）年 3 月 31 日現在）を誇る。個人貸出冊数では他図書館の方が多いたるところもあり中くらいの実績であるが、団体貸出の冊数については、実施している 6



図書館で中央図書館を大きく上回り、突出している。特に児童書の貸し出しは全貸出数の約半数が山内図書館によって担われている状況である。

2010（平成 22）年 4 月より横浜市で初めて市立図書館に対して指定管理者制度が導入され、有隣堂グループをその指定管理者として運営がスタートした。現在も指定管理者制度が導入されている市立図書館は山内図書館 1 館のみである。

### イ 郷土密着型事業の摸索

山内図書館では自主企画事業を展開している。地域の子ども達を対象とした定例のおはなし会、夏のおはなし祭り（終日ボランティアによるおはなしを楽しむ。）のほか、地域と連携した事業として、獅子舞の見学講座、まっぴい青葉の街作成カルタの電子化、あおば紙芝居一座との連携、東急電鉄と連携した田園都市開発講座などのほか、横浜市立大学、青葉区内の大学との連携講座がある。いずれも地域密着型の企画事業である。

加えて、有隣堂のネットワークを利用した著名な文化人による大型講座を年 1 回開催しており、読書をするきっかけ、知的な楽しみづくりに様々な施策を講じている。



<大型講座の実施実績>（直近 2 年のみ掲載、H22～24 年度は割愛）

年度	講師	講演テーマ
平成 25 年度	万城目 学	マキメにマナブ！ひょうたんからファンタジー
平成 26 年度	柚木 麻子	読むよろこび書きたのしみ

館内には、売店「ミニミニショップ山内堂」が設置されている。図書館に必要な文具をはじめ、郷土資料、エコバックや書籍の販売を行うほか、有隣堂が手掛けている事業のひとつである「マリーンジェム」(熱帯魚の泳ぐ水槽を設置)で来館者の関心を誘発している。

有隣堂の担当者へのヒアリングでは、これらの企画すべては、「関連する書籍の貸し出しを増やす」という名目、狙いで開催しており、これが来館者数の増加、認知度の向上、利用の定着に一役買っていると考えられるとのことであった。

### ウ 指定管理前までの蓄積の継承と新たな試み

図書館の機能のひとつに市域内の読書環境の充実があるが、事情により図書館に足を運べない市民・区民に向けてのサービスとして、横浜市青葉区では 2005（平成 17）年 12 月より図書館以外の場所での図書取次サービスを実施している。

青葉区は横浜市の中でもこのサービスを最初に始めた区で、現在に至っても他には旭区、戸塚区、港南区で実施されているのみであり、区内に 7 か所という充実したサービスを展開している。このサービスは有隣堂が指定管理者となって以降、山内図書館の一機能として継続され市民のニーズに答えている。これに加えて指定管理者となってから新たに始められたものとしては、「有料宅配サービス」、「託児サービス」の 2 つがある。

有料宅配サービスは、日本郵便との提携により、350円／回で指定した本が指定した場所まで届けられるもので、当初の想定では外出に難のある高齢者層に向けてとのことであったが、実際の利用者層は子育て世代となっているようである。夫婦共働きが過半数を越す現在にあっては、各家庭において時間の節約が大きな課題となっているためと考えられよう。また、託児サービスは、500円／1時間で月2回実施となっているが、子育て層に気兼ねなく図書館を利用していただくためのアイデアであり、利用者増に一定の貢献を果たしているといえる。図書館からの積極的な情報発信も意識して実施されている。インターネットを活用した発信元は以下のようなものである。また、メールマガジン『丘のたより』や、『家族で読める図書館だより』（季刊、1号あたり400部発行）などを通して、広く認知を高める努力を継続している。

<参照> ※2015年12月確認

ホームページ <http://yamauchi-lib.jp/>

ブログ <http://ameblo.jp/yamauchi-lib/>

Twitter [https://twitter.com/yamauchi\\_lib/](https://twitter.com/yamauchi_lib/)

## ②学校図書館連携担当者の役割 —専門性を有する常勤職員の存在—

横浜市では「横浜市民の読書活動の推進に関する条例」が2013（平成25）年6月に公布、翌年4月に施行され、また同年10月31日付で青葉区民読書活動推進目標が制定されたことを受け、青葉区と山内図書館のつながりはこれまで以上に強化された。

横浜市内の市立図書館で、学校図書館連携担当が専任で設置されているのは、中央図書館と山内図書館（1名）のみとなっている。有隣堂では、指定管理を受けた5年間に、青葉区内にある30の小学校、12の中学校の全ての学校図書館を回り、アンケートの方法で要望を探った。その上でモデル校を設置して市立図書館から学校図書館への支援を始めた。当時は各学校には図書館司書がない状況であったため、専門性を有する図書館運営業務について様々なアドバイスをしてきた。

2013（平成25）年度からは横浜市の方針で「学校図書館の充実」、「子どもの読書意欲の向上や情報活用能力の育成に寄与する」ことを目的として、市内公立小中学校に学校司書の配置が始まっている（2016（平成28）年度に完了予定）。

学校司書の配置後、学校側の要請もやや変更があったものの、学校連携専任者が継続して関わりを持っており、読み聞かせや破損資料の修理、図書館整理の基本講座、児童生徒向けの図書館見学、まちたんけん、来館調べ学習などに対応するほか、中学生の職業体験、高校生のインターンシップ、社会人研修などを受け入れている。学校の教職員向けには、年に1度、教職員研修会での講座も担当している。また、山内図書館を含む6館で、地域で読書普及活動を行う団体やグループに団体貸出を実施している。

## ③隣接する川崎市との比較 —川崎をモデルとした部分 横浜「都民」、川崎「都民」—

横浜市は人口では川崎市より多いが、隣接する政令指定都市として類似している点もあり、居住者はその勤務先や実際の距離から、しばしば市民は横浜「都民」、川崎「都民」と揶揄されることも多い。山内図書館への学校連携専任の設置により、学校図書館の企画運



営能力の向上や貸出数の増加につながり、公立図書館が直接子どもの読書環境の改善に大きな効果をもたらしていることが見てとれるが、これはそもそも川崎市の学校図書館コーディネーター（総括学校司書）をモデルとして検討されたということであった。

ただ同時に指摘をされたのが、川崎市の場合、学校図書館コーディネーターがいることのほか、学校図書館とも市立図書館とも貸出システムが同一であるため、貸出傾向の把握や情報の整理を統一して把握しやすいというインフラ面が充実している一方で、それを十分に活用する仕組みにまでは至っていないのではないかという点である。箱は整えても、これを運用するための人員配置を含めたコンセプトが足りていないとすれば、大変にもつたいないことである。

隣接都市がこのいわば「いいとこ取り」をしつつ、具体的な人員、すなわち、市立図書館側には学校連携専任、学校図書館側には学校司書の配置により学校連携を充実させている点は、川崎市の今後の市立図書館の方向性にも大きな示唆を与えているといえよう。

#### ④課題と将来展望

##### ア 学校の授業内容とのつながり

山内図書館では、団体貸出については、内容の更新はするが、一般的なものとして揃えているため、決まったテーマに基づいて実施されている。必要に応じて選書をすることもあるが、学校の授業のカリキュラムにあらかじめ取り入れられているわけではないので、授業内容との連携はあまりない。今後は、授業運営に協力する形で、図書の貸し出し自体の増加や図書館への訪問、書庫見学等学級事業の中にプログラムを取り入れることによる関心付けを狙っている。

郷土学習という観点では、学習の出発拠点としての学校と、深める場所としての公立図書館というそれぞれの役割が考えられる。その土地について調べるだけでなく、自らが住む場所に関する人文地理学的な研究や家族社会学的な関心など、読書の幅を広げつつより普遍的なものの探究に向かっていく可能性もあるであろう。資料を読んで、解釈し、考察した結果を自分の言葉でまとめるという一連の行為は、子ども達が将来どのような分野に進んだとしても、きっと役に立つことであろう。一方、現実には小学生、特に中学生の放課後は部活動や塾、習い事で忙しく、学校図書館や公立図書館に行って読書を楽しめる機会は少ない。川崎市においては、学校の授業内容と公立図書館とのつながりを実現するための時間や人手がそれぞれの施設に不足している現状を念頭においた上で対策を考えなければならないであろう。

##### イ 「図書館司書」の存在

図書館司書や司書教諭など、常に人がいる学校図書館が理想である。当面は学校図書館コーディネーターを各区に配置して司書教諭の学校図書館運営や図書ボランティアの活動を支援し、学校図書館の充実を図ることが大事である。学校図書館コーディネーターは2009（平成 21）年度から各区1名増員され3人体制だが、これでも少ないと見受けられる。横浜市のように各学校に学校司書を配置できないだろうか。学校の教育課程を理解し、単元に合わせて本を選択し、子ども達に関連する本を紹介することが重要である。

現在、川崎市の市立図書館では、「学社連携会議（図書館、総括学校司書、学校の司書教諭）」が1年に1回開催されることのほか、授業支援セット（40－50セット）利用の働きかけを随時行っているが、学校側には十分な専門性を持った司書がいるわけではなく、また、各区1校の小学校には、1名は司書を配置することになっているが、司書の専門性はすぐさま育つわけではないということが現実である。山内図書館では、司書がない時代には、図書館に学校図書館連携専任者を置き、学校側のニーズを聞き出しサービス提供した。司書が設置されてくると、司書との連携を高め、授業内容への関わりを密にした。

川崎市では、市立図書館と、公立小中学校の全165校の蔵書のデータベースが共有されており、同じネットワーク上で管理され、インフラ的には大変進んだ状態であると言える。ただし、これを有効活用するためには専門的な知見を持った人＝司書、による運用が不可欠であると考える。

### ウ 「学校図書館」を地域の本の拠点に

今日、学校では、しばしば保健室が子どもの居場所としても機能するが、学校図書館が居場所となることも十分に考えられることである。保健室にはカウンセリングの意味もあるものと推察されるが、自主学習をするならば学校図書館の方が環境に適しているのではないだろうか。

また、既に試みがなされているが、学校図書館の地域への開放は大切なことである。貸し出しのしやすさ、利用頻度の増大によって地域の人々にとってなじみの場所となる。それによって、子どもにとってもいつでも話ができる人が誰かしらいる居場所となっていくのではないだろうか。

司書と利用者が話せる環境づくりも人的な側面として重要である。なじみのあるところ、顔を見知っているといった要素がないと子どもの居場所にはならない。本があるだけでなく、触媒となる司書の存在が大切である。歩いて行ける距離、質のよい本、暖かな大人、顔見知りになる友だちと、それぞれの要素が絡み合って居場所が形作られていくであろう。

これまで見てきたように、市立図書館からの意図的な働きかけにより、学校図書館の活性化が図られ、子ども達の学びの充実があるように思われた。

市立図書館は、その地域において、本を通しての学びを主導していくことがその機能のひとつではないかと考えられるが、図書館への来館を促す施策に加えて、山内図書館の事例であった宅配サービスなど、来館しなくても本を楽しめる環境づくりへの施策も必要であるように思われる。一方、子ども達をめぐる環境でも、小学生は授業に図書館訪問が組み入れられていることもあり、また高校生は受験というニーズから図書館の利用が一定数あるとのことだが、中学生は部活動が忙しく、市立図書館は利用が減る傾向にあることはこれまでも言及してきた。これらのことから、より身近にある学校図書館を市立図書館の地域の分館として活用することができないだろうか、という見解を持つに至った。

学校図書館との連携が、授業内容の向上や活性化につながっている事例の考察を通して得たこの見解は、司書の充実が無論重要な論点ではあるものの、取り急ぎは川崎市における学校図書館コーディネーターや情報インフラという既存の枠組みを、「本を通して地域の子ども達の学びを促進するネットワークを組織する」という視座から捉えなおし、充実させることでも可能になるのではないかと思われた。更に言えば、川崎市にあることも文化

センターの蔵書についても、こうした連携の先につながられる可能性があると思われる。ここでは子ども達が集まりやすい身近な場所を、本を主軸にして再構成する可能性について言及することで、この節の提言を終えたいと思う。

### Ⅲ－３ 川崎の市立図書館について考える

#### (1) 現在抱えている問題 ～その先の「居場所」づくりへつなげるために

##### 図書館施設が「居場所」として成立するか

現在の市立図書館の課題として、川崎市立図書館が発行している 2014（平成 26）年度『川崎の図書館～川崎市立図書館活動報告～』の中で、まず中原図書館について次のようにまとめられている。「4つの運営方針により貸出・閲覧サービスの充実、ビジネス支援の強化、企画・運営事業のさらなる充実、職員の専門性向上などを目指して運営してきたが、運営方針に沿ってどこまで実現できるか課題は多い。」更に、それに基づき「中原図書館だけでなく、市立図書館全体の運営課題について検証が望まれる。」と結ばれている。

これは、市立図書館利用者を拡大するためには、本来の機能を発揮するためには多くの角度から見直す必要があると考えられたのだと思われる。図書館の利用者拡大のためには、市民ニーズの把握をする必要がある。中原図書館以外の図書館では施設面での老朽化対策を施す必要を踏まえ、居心地の良さ、必要とする時に利用できるということが望まれる。現在の状況では、本来の図書館機能を有効に活用する人々が減少しているということも見えてくる。

市立図書館の建物から考えると、面積の広い施設は中原・高津・多摩・麻生・川崎・宮前・幸の順となっている。しかし、登録者、利用者1名当たりの面積はどの施設も大きく変わりはない。敷地面積等から考えても、これ以上の広さを求めることはできないであろう。そうならば、内部の施設面での工夫が必要となる。

また、登録者や利用者から利用状況をみると、次のようなことがわかる。川崎市内の市立図書館は、各区で数が異なる。各区人口に対する各区図書館登録者数の割合が多いのは、中原・麻生・川崎・多摩・宮前・高津・幸の順となっており、利用者（滞在する施設として利用する者）の割合からみると、中原・麻生・多摩・川崎・宮前・高津・幸の順である。ここでは両者に同様の結果がみられている。

しかし、利用者の内の児童生徒の割合に注目すると、必ずしも上記の結果と同様ではないことがわかる。各区登録者の内で児童生徒の割合が多いのは、幸・宮前・高津・麻生・多摩・中原・川崎の順であり、各区利用者の内で児童生徒の割合が多いのは、幸・高津・宮前・麻生・多摩・中原・川崎となっている。

ここでは、一般利用者と児童生徒の利用者とでは図書館の選定が異なるのではないかとすることが浮かび上がる。一般利用者は図書館を利用するとき、自分の利用目的に合致さ

せて図書館を選定することができる。つまり地域に存在することや交通の便がよい等に加え、付加価値として得られるものがある施設であることなども、選定する基準とすることが可能である。その反面、児童生徒にとっての図書館は、近くにあることが第一条件になる。児童生徒の利用者数から図書館の立地条件等を分析すると、駅から若干離れた場所に位置していること、大規模な施設の中にはない図書館の利用率が高いということがわかる。これは、一般利用者とは異なる結果である。児童生徒にとって、図書館が「居場所」となるかを考えたとき、忘れてはいけないことである。そこに、児童生徒の「居場所」としての付加価値をどのように加えるかで、より有効に活用できることも考えられる。

では、利用者を拡大することを前提にこの「居場所」としての条件を考えたとき、どのようなことを考慮すべきなのだろうか。単純に言えばそこに居ることができる、居心地が良い、興味関心のあることがある、などを揃えることになろうか。

自由に居ることができる場所の提供のみを考えると、本来の図書館機能を見捨てることにもつながりかねない。本という媒体を介して誰でもがつながることができる状況をつくることはもちろんであるが、自分が守られる場所であることが認識でき、段階を追って人間関係の構築が図れる場所であることの認識へつなげる可能性はあるかと思われる。

施設の広さや、時間的制約があること、そして様々な目的を持つ人々すべてに対応することの難しさはある。しかし、児童生徒の「居場所」となりうる図書館の可能性も感じる。図書館単独の施設のあり方、複合施設としての図書館のあり方を地域に関係付けて考える必要もあるのではないだろうか。まず、この図書館はこういう場所であり、こんなこともできる、こんな使い方もできるということを「居場所」を求めている人々にどのように伝えるかということが重要であろう。

なお、本研究・協議では川崎の図書館について考えるに際し、川崎市立図書館に注目してきたが、冒頭でも触れたように、2017（平成 29）年度末までの撤退が決まっている神奈川県立川崎図書館の問題については当会議としても見過ごすことができないものと考えている。川崎市高津区のかながわサイエンスパークへの移転が検討されているというが、規模の縮小は避けることができない模様である。科学・産業の情報が充実した図書館として川崎らしさを全国に誇ることができる館であるだけに、その機能の低下は川崎市民にとっても不利益を被るのではないかと危惧される。市立図書館の動向とともに今後も注視していきたい。

## （2）指定管理者制度をめぐって

### ①運営者が変わることの意味

今回事例研究の対象とした川崎市域外の2つの図書館は、いずれも指定管理者制度が導入されている館であった。ただし、我々は指定管理者制度が導入されていることを理由として各所を訪問したわけではなく、全国的にも注目されるような取組を遂行している図書館の最新の状況を知りたいということが出発点にあった。

昨今の文教や行政に関する報道、あるいは図書館利用者の日常的な会話においても、従来行政が全面的に運営を担ってきた施設に民間企業を導入すると雰囲気明るくなる、新

しい風が吹くといった前提があるように見受けられる。確かに、指定管理者制度が導入されると「何かが変わる」という点は衆目の一致するところであると思われる。しかし、変わる事、変えてゆくことがあらゆる側面において正しい答えだ、良いことだという結論には直結しないのではないかと思われる。

社会教育を推進する際に要の役割を担ってきた図書館に指定管理者制度はどのような影響を与えるのであろうか。今現在において川崎の市立図書館にはこの制度が導入されていないという事実を前にしつつ、この制度と図書館の関係について考えてみることにする。

## ②図書館にもたらされるもの

武蔵野プレイスと山内図書館の両者に共通する課題は、公立図書館の存在意義としての公共性の確保、職員の雇用も含めた事業の継続であった。それは人類の知の営みの記録である図書・資料をいかに収集して、更にはそれをいかに活用するのかという図書館の本来の機能をめぐる大きな課題である。

例えば、川崎市立図書館では人気のベストセラー本については 33 冊まで揃えるが、それでも数千件の貸出待ちの場合があることという。書籍は税金により購入されるわけであるが、市民のニーズにどこまで応えきることができるのか、また、公立図書館はエンタテインメント性を追求する方向だけでよいのかという疑問も残る。一方、地元のサークルの会報誌や、郷土の文化財、地域の文化を支える観点で収集された資料は、地域を知る契機となり、市民自身による魅力ある地域社会づくりにつながっていく可能性を秘めている。郷土資料の選択・維持は、必ずしも経済合理性を伴うものではないが、次世代に伝えていくべき重要な価値があると考えられるため、公のものが担うべき機能と言ってもよいのではないだろうか。

選書や配架方法をめぐっては、昨今、指定管理者となった民間企業により、不適正と見られる書籍の混在があった事実が報道されているところである。ただし、居場所づくりという点では、上記 2 館ともに制度の導入前よりも効果が出ているように見受けられた。これは図書館の新しい役割ということに係る課題であるが、指定管理者による創意工夫については既存の公的機関も見習うべき点が少なからずあるのではないかという見解に至った。

## ③公共性の維持をめぐって

既存の土台があるところで指定管理者制度が導入される場合、トラブルはあまり大きくないと思われる。これは仕様書で規定できることが多くなるためであるが、一方で新たな取組を試みようとする、かえってハードルが高くなり、指定管理業者側にも新機軸や新サービスを打ち出しにくくなるというジレンマを抱えることになる。

従来の図書館は、公的な機関が担うからこそ生まれる公正さと専門性の 2 点が根底にあったが、民間企業の論理では、企業秘密の部分は次の業者には決して明かさないとあるため、運営において一貫性がなければならぬ部分の明確化、及び運営の根底にある公共性の維持という点で課題が残るものと見受けられる。

また、学校連携の観点からは、企業としての情報管理上の問題から、学校図書館に対する指導、研修の機会が減ることも考えられる。また逆にここに問題がなく、関わりを深める場合、学校の授業との連携＝公教育への介入の問題が新たに生じる可能性がある。

川崎市については、仮に学校図書館との連携がこれから高まり、学校の授業における公立図書館の蔵書の有効な活用が進んだり、学校図書館がより地域に開かれた場所として活用され、子ども達の集まる場所として認知されたり、ネットワーク化された蔵書を通して、公立図書館－学校図書館－こども文化センターなどがつながりを持った組織として地域の子ども達の居場所及び生涯学習の場所として活かされたりするということを想定する場合、市立図書館はその地域のハブとして地域の行政と連携し、情報を共有していくことが望ましいと考えられる。

前項でも触れたように、一般利用者と児童生徒では居場所としての図書館の条件が異なってくるのが統計数字からも明らかであるため、この方面に関しても行政が積極的に関わっていく必要があるものと思われる。

以上、見てきたように、選書、居場所づくり、学校や地域との連携いずれの局面においても図書館事業に関しては、あらゆる面からの市民の声を聴きつつ公共性を維持する目的から事業を展開する行政が音頭取りをする必要があるものと当会議としては考えるに至った。すなわち、指定管理者制度には見習うべき点もあるが、川崎市立図書館においては現在の体制で諸課題に対応できるとの結論である。

### (3) 求められる図書館像

#### ①人材を活用する仕組み

武蔵野プレイス図書館、横浜市山内図書館の事例を見て分かることは、現場において図書館をより魅力的なものにしようという情熱を持った職員によって支えられているということであった。しかし、昨今の図書館の労働環境においては、情熱を持った職員を活かすことができない面があることも事実である。

指定管理者制度下の館においては指定期間が終了となることで、また指定管理者制度を導入していない館においても非常勤職員に更新の回数制限があることで、現場をよく知る生き字引のようなスタッフが継続して従事できない状況下にある。正規の幹部職員であっても一般行政職の場合数年単位で所属部署が替わるため、図書館業務だけに専心することが難しい状況にある。すると、事業の継続性は仕組み上難しいのであるから、当たり障りのない業務展開にとどめておこうという心理が働くことになるであろう。これは利用者の側からすると誰を頼ればよいのであろうかということになってしまう。

指定管理者が替わった時に、雇い主が替わるという手続きをすることで職員の雇用は維持されるようにする、総合的判断の上で非常勤職員の正規職員への昇格を一定程度認めるといったことで、利用者＝市民に寄り添いながら事業を進めていく核となる職員を育てていくための環境整備が求められるであろう。

川崎市の場合、図書館の業務の主だった部分を担うのは一般行政職職員である。しかも、数年ごとに部署が替わって行ってしまふ。地域への密着や市民とともに図書館を作り上げていくという点からすると10年間位は腰をすえて専門的に従事するという職員を何パーセントか指定することはできないであろうか。

また、学校図書館については専任の司書教諭が配置されていない。本校には司書の資格

も有する教員がいますということではなく、司書教諭が専従で配置されて専門性を発揮することができるような環境の整備が求められるであろう。確かに図書ボランティアの仕組みは確立されており、貴重な存在であるが、その活動を支援する専従の職員はいなくてはならないものと思われる。

そもそも図書館職員の世界は市域外からの人材登用が盛んな様子である。今回訪問した横浜の山内図書館においても核となった職員はもともと川崎市立の図書館で働いていた方であるということであった。全国的規模で転勤や民間の書店や出版社、物流業界からの転職なども含め、柔軟な人材の採用が必要なのではないだろうか。指定管理者制度を導入しなくとも、人材の発見と活用によって魅力ある図書館づくりを進めていく余地はある。

## ②各機関の連携と社会教育の意義

川崎の市立図書館の周りには、市民館、こども文化センター、学校図書館と、書籍や印刷物を通じて学ぶことができる場所、市民が交流を深めることができる場所が複数ある。また、学校図書館と公立図書館の相互利用のためのシステムのネットワーク化ができている。武蔵野プレイスのように新たに物理的な構築をしなくとも、既に持っているものを活かすことで道が開けてくる可能性があると言える。

目的を異にする各種施設が連携するためには煩雑な事務が伴うかもしれない。しかし、前項で触れたことと連動するが、ある意味で越境者の心を持った熱意のある職員が動くことができればそう遠くにあるものでもないように思われる。

社会教育の原点に還るならば、学校教育以外の教育領域といった狭義のものではなく、むしろ教育を学校の専有物にするのではない方向で広く捉えていくという点に積極的な意味を見いだしたいところである。そしてその積極的な働きかけの担い手の一つが図書館であるとすれば、社会教育諸施設と更には学校と連携することで社会全体の学習を促進していくことは意味のあることである。

本件については、担当職員レベルだけではなく、多くの市民を巻き込んだ議論が引き続き必要であると思われるが、各機関の連携を進めることが図書館と社会教育の両者にとって有意義に働くのではなかろうかと提言し、本章の記述を終えることとする。

## IV おわりに

市民館・図書館は、更にいえば博物館は、社会教育の推進の要に当たるものである。これら施設の充実こそが、川崎市の生涯学習施策の根幹をなすものと言える。その施設のあり方をテーマにして、社会教育委員の会議において研究・調査・協議を重ねてきた。

その課題設定の背景については、「はじめに」にも記載したとおり、「民間活力の活用を含めた管理運営体制の検討」課題に取り組むことにあった。

この課題を念頭に置きながら、市民館と図書館のグループ協議を通して、次のような研究成果をまとめた。

### 1) 身近な地域に根ざした施設を創造する

今や、おびただしい数の公共施設が設置されている中で、市民館や図書館は、法的な根拠を持ち、設置目的が明確な施設という独自性を持っている。これら施設は行政が責任を持って設置することが求められ、市民の学習活動を保障する重要な役割を担っている。

その重要な社会教育施設は、大都市・川崎においては、市民館であり、図書館である。それらは行政区ごとにそれぞれ1館と6つの分館等を含み、全市で市民館13館・図書館13館が設置されている。つまり、川崎の市民館・図書館の対象とする範囲の人口は実に巨大である。

こうした体制が続いてきたが、昨年、発生した中学生殺害事件のような痛ましい事件を前に、より日常生活に結び付いた身近な施設への期待が高まっている。おおむね中学校区毎に組織された地域教育会議や、「こども文化センター」、「老人いこいの家」等、様々な公共施設の社会教育活動に着目していく必要がある。市民の学習活動の根幹に当たる市民館・図書館を土台に据えながら、身近な地域に設置されている有機的な事業の促進策を図っていくことが求められる。

### 2) 施設の連携を高める

身近な地域における社会教育活動の推進には、行政区ごとに設置された市民館・図書館が、いかに関連する諸施設や諸団体・組織と連携策を開拓し、市民館・図書館の機能をより高めていくかが問われている。

横浜市では、「横浜市民の読書活動の推進に関する条例」が制定されている。今後、地域の学校と市民館・図書館との連携が進み、事業の広がりが創り出されていくことが期待される。また、この場合の連携の推進に当たって大きな役割を果たすのは、何といたっても司書の人達である。その司書との連携を高めていくことが、この推進策の重要な要になっていくことを確認しておく。

学校図書館と公立図書館の相互利用のための基礎データの存在も大きく、川崎市が既に持っているものを活かして、連携を一層促進していくことが求められている。

### 3) 多様性を兼ね備えた施設像を推進する

市民館や図書館のイメージは確立していて、それだけに固定的にそれら施設が捉えられているところがあった。しかし、近年、こうした社会教育施設は幅広い機能を兼ね備えた施設イメージを求めたり、実践を試みられたりする新しい動きを生み出していることが、市民の期待をますます高めているようである。



その一つが、居場所としての市民館・図書館の存在意義である。もともと、市民館の源流は、「地域のたまり場」であり、憩いの場・茶の間であった。気楽に利用する誰もが馴染みの施設であった。今、それが図書館においても期待されるようになり、図書との出会いの意味合いを広げている。行き場を見失ってしまった人達も図書館に居ることができる、またフラッと足を踏み入れても居心地が良い、興味関心のあることに会うことができる、そういう新しい施設イメージが既に始まっている。市民館や図書館は、今や、誰もが何かとつながることができる場所であるように受け止められつつある。

#### 4) 市民館・図書館の施設のあり方は、そこで働く職員のあり方に結び付く

私達が市民館・図書館のあり方を探究していく過程において、最も印象的であった事柄は、それら施設をより魅力的なものにしようという情熱を持った職員によって支えられている姿であった。施設のあり方を追求し続けていた私達は、それら施設に配置されていた職員が情熱を持って取り組んでいたことに気付かされたのである。と同時に、これらしっかりした職員の努力と熱意に応えられていない面があることにも気付かされた。詰まるところ、施設の探究の道程は、そこで働く職員の資質と情熱にあることが伝わってきた。そうした職員は川崎市の財産である。この財産をもっと有効に活用されることを期待する。

しかしながら、市民の学習活動の支援を支えるには、個々人の情熱と努力に頼るだけでなく、継続して安定した職員体制を確保し、専門的専従の配置によって、専門性を発揮することができるような環境の整備が求められるであろうことも申し添えておく。

#### 5) まとめに当たり一指定管理者制度をめぐって

市民館に相当する公民館の指定管理者制度の導入は、10年以上を経過し、ついに広がりを作り出せず、市民サービスの低下が懸念される。一方、確かに、図書館においては、民間の参入が広がっている。しかし、こうした事例に耳を傾けた本研究報告から、明らかになったことは、川崎市の積み上げてきた市民館・図書館の成果を踏まえ、当面、指定管理者制度の導入の必要性は見当たらないとの結論が出ている。

とはいえ、巨大都市・川崎市において、望ましい市民館像や図書館像が十分に深められてきたとは言えないのではないだろうか。中学生殺害事件、老人介護施設殺人事件、少し前に起きた簡易宿泊所火災等、人と人とのつながりが十分でないと思われる象徴的な事件が発生していることを踏まえ、私達は社会教育施設がより身近な存在として位置付き、市民社会を支える自治的な活動を創り出していくためには、現在の区行政における社会教育施設のシステムのあり方を見直す時が来ているのではないかと。

社会教育施設の機能を一層充実させるためには、地域との接点を創り出していくこと、そのために、学校を含めた他の公共施設との連携を促進し、区行政の中で機能を発揮できるようにしていく方策を探究していく必要がある。

今後ますます、地域コミュニティの再生などの課題に応じていくため、この社会教育委員の提言が活かされるよう強く期待するものである。また、そのため、同じ時代を生きる者として、お互いの責務について話し合う材料として本報告書が積極的に活用されることを願っている。

最後に、本提言が現実の姿となり、動き出すことを願うものである。

## 平成 26・27 年度川崎市社会教育委員会議 委員名簿

平成 26 年 5 月 1 日委嘱

役 職	氏 名	役 職 名
	すずき しんいちろう 鈴木 信一郎	川崎市立土橋小学校長
	おおつか かずこ 大塚 和子	川崎市立住吉中学校長、川崎市立日吉中学校長
	えんどう ひさえ 遠藤 久恵	川崎市立高津高等学校長 (～平成 28 年 3 月 31 日)
	おぼら りょう 小原 良	川崎市 P T A 連絡協議会会長 (～平成 26 年 6 月 30 日)
	いとう ともみ 伊藤 ともみ	川崎市 P T A 連絡協議会副会長 (平成 26 年 7 月 1 日～平成 27 年 7 月 31 日)
	さいとう たつえい 齋藤 植栄	川崎市 P T A 連絡協議会会長 (平成 27 年 8 月 1 日～)
	かどくら しんじ 門倉 慎児	川崎地域連合副議長
	しろたに まもる 城谷 護	川崎市総合文化団体連絡会理事
	さくらい やすはる 櫻井 康治	公益財団法人川崎市スポーツ協会事業・企画課長
	いわさき かよこ 岩崎 香代子	川崎市地域女性連絡協議会副会長
	やまだ よしたか 山田 義孝	川崎市全町内会連合会理事
	まちだ まさふみ 町田 順文	公益社団法人川崎市幼稚園協会
	よしい いさむ 吉井 勇	川崎市青少年育成連盟副理事長
	あいざわ みちこ 相澤 ミチ子	市民委員
	しのざわ せいこ 篠澤 惺子	市民委員
	ありきた いくこ 有北 いくこ	N P O 法人ままとんきっず代表
	おくだいら とおる 奥平 亨	株式会社絵本ナビ取締役
議 長	う えだ ゆきお 上田 幸夫	日本体育大学体育学部教授
	く とう みつよ 久東 光代	日本女子大学人間社会学部准教授
副議長	どうまえ まさし 堂前 雅史	和光大学現代人間学部教授
	にしやま た く 西山 拓	認定 N P O 法人 かわさき市民アカデミー事務職員
	ひらかわ けいこ 平川 景子	明治大学文学部教授

## 平成 26・27 年度川崎市社会教育委員会議 審議等経過

月 日	会 議 名	議 題
平成 26 年 5 月 28 日	第 1 回 定例会	委嘱状交付 議長、副議長の選出 今後の定例会等について 今後の会議の進め方・内容・日程について
6 月 20 日	神奈川県社会教育委員連絡協議会総会	活動報告 活動計画 講演「社会教育委員の求められる役割について」
6 月 27 日	指定都市社会教育委員連絡協議会	各都市提出協議題について
7 月 30 日	第 2 回 定例会	県社会教育委員連絡協議会総会について 地域の寺子屋事業の進捗状況について
8 月 11 日	第 3 回 定例会	社会教育振興事業検討会議との意見交換について 次期教育プラン検討状況について
10 月 7 日	正副議長会議	社会教育施設の管理運営について
11 月 4 日	第 4 回 定例会	関東甲信越静社会教育研究大会について 研究課題・協議テーマについて
11 月 20 日 ・ 21 日	関東甲信越静社会教育研究大会	第4分科会にて 24・25年度研究内容報告「現代の若者と地域社会のつながりー川崎の社会教育は何かできるかー」
12 月 22 日	第 5 回 定例会	関東甲信越静社会教育研究大会について 研究テーマについて
平成 27 年 1 月 15 日	正副議長会議	平成27年度 指定都市社会教育委員会協議協議題について 附属機関等の見直しの状況について
1 月 23 日	第 6 回 定例会	附属機関等の見直しに伴う条例の制定について 研究テーマについて
2 月 17 日	第 7 回 定例会	次期教育プラン検討進捗状況について 研究テーマについて
3 月 9 日	学習会	指定管理者制度について
3 月 24 日	第 8 回 定例会	平成27年度社会教育関係団体への補助金交付について 平成27年度生涯学習推進活動方針について 平成27年度政令指定都市社会教育委員連絡協議会協議題に対する回答について 平成27年度社会教育委員会各部会の設置について 今期社会教育委員会議の調査・協議について
3 月 27 日	教育委員との懇談会	今期社会教育委員会議の研究内容について意見交換
4 月 13 日	正副議長会議	今期社会教育委員会議研究協議の柱について
4 月 30 日	第 9 回 定例会	平成27年度社会教育関係事業予算について 今期社会教育委員会議の調査・協議について

月 日	会 議 名	議 題
5月28日	第1回 定例会	指定都市社会教育委員連絡協議会について 県社会教育委員連絡協議会総会について 今期研究内容の協議について
6月15日	臨時会	中学生死亡事件をめぐる状況について
6月26日	神奈川県社会教育委員連絡協議会総会	活動報告 活動計画 講演「これからの社会教育のミッションとは」
7月2日	指定都市社会教育委員連絡協議会	各都市提出協議題について
8月7日	第2回 定例会	県社会教育委員連絡協議会研修会について 専門部会開催について グループ別協議
9月29日	第3回 定例会	中学生死亡事件に係る庁内対策会議報告書について 川崎市議会 質疑及び答弁について 各グループ別協議の中間報告
10月27日	第4回 定例会	今期の研究について グループ別協議
11月5日 ・6日	関東甲信越静社会教育研究大会	記念講演 パネルディスカッション
12月8日	編集会議	今期研究の取りまとめについて 今後のスケジュールについて
12月25日	第5回 定例会	社会教育委員会専門部会について 川崎市議会 質疑及び答弁について
平成28年 1月19日	編集会議	グループ別協議のまとめ 今期研究のまとめ方について
1月23日	第6回 定例会	市民委員の公募について 教育委員との懇談会について
1月28日	教育委員との懇談会	今期社会教育委員会研究内容「地域をつなぐ拠点としての社会教育施設を求めて」について教育委員との意見交換
3月9日	第7回 定例会	平成28年度政令指定都市社会教育委員連絡協議会協議題に対する回答について 平成28年度生涯学習推進活動方針について 今期研究の取りまとめについて
3月22日	第8回 定例会	平成28年度社会教育関係団体補助金交付について 平成28年度県社会教育委員連絡協議会研修会について 研究報告書について
4月18日	第9回 定例会	平成28年度生涯学習推進活動方針について報告 教育委員会への研究報告について

平成 26・27 年度 川崎市社会教育委員会議 研究報告書  
「地域をつなぐ拠点としての社会教育施設を求めて」  
－市民館、図書館のあり方を中心に－

---

平成 28(2016)年 3 月 発行

問い合わせ先

川崎市教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習推進課

川崎市川崎区宮本町 6

電話：044(200)3303 FAX：044(200)3950

E-mail：88syogai@city.kawasaki.jp